

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係14 昭和四十二年より四十四年に至る沖縄 返還問題経緯 第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43722">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43722</a>

<b>見直し済</b>	
官大中	
小分類	004・日本関係
標準行政文書ファイル名	001:沖縄・小笠原関連
取扱区分	極秘
作成時期	1967/10/07
ファイル期間 終了年月日	1967/12/08
保存期間	30年
ファイル管理番号	F0600-2008-00036

昭和四十二年より四十四年に至る沖縄返還問題経緯 第二卷

# 沖縄関係 14

移管ラベル添付箇所

外務省記録  
文書ファイル

---

移管番号  
T2011-001428

---

簿冊管理番号  
B2011-001755



---

## 昭和四十二年より四十四年に至る 沖縄返還問題経緯

---

第  
**二**  
卷



外務省電信案 (分頁)

特種 (特種) 秘・平文・簡長符号 (朱印) 略 平 総第 47399 号  
 第 1910 号 42 10 28 20 01  
 大至急 (至急) 普通 LTF 発電係 早夜

大 臣 事務次官 外務次官 官房長  
 局長 (部) 課長 課長補佐  
 主管局署名 北 米  
 起案 昭和 42 年 10 月 28 日  
 起案者 渡辺 電基番号 443

在 米 下田 使 総領事あて 三本 大臣 宛 臨時代理

電 報 在 大 使 総領事あて 臨時代理

件名 大尼・ジョーンズ大使会談記録

28 70

往電 米北第 1329 号に因り (2次 北米局長同席)  
 28 日午前 本大使は ジョーンズ 大使の 来訪を 本々  
 別電第 1911 号の 小笠原の 軍事利用に因り  
 本わが考案を 因り パーセ 交渉の上で  
 シアンから 冒険往電 申入に 対する 中立的感

解して本大使 承知した旨 ~~送付~~  
 大使は 当方 パーセ を一読の上 本わが 有用  
 な 提案であること たいへん 留意し 報告を  
 へして 送へ さらし 訓令 に 依り 対応 して  
 たいへん たいへん ~~重要~~ であるが 前記 きの  
 (1) 硫黄島の 問題が 米国内 政治 上の 関係  
 に 最も 困難 を 生じて いる こと 印条 を 得て いる  
 日本側 の 記念 碑 築 設 に関し 努力 は 多し であるが  
 同島 に 米国の 戦死者 の 埋葬 され いる こと が  
 たいへん 不利 硫黄島 が 他 から 分離 ~~され~~  
 米政府 に 対し 最も 助け となる  
 (2) 本大使 の 問題 として 国政 考案 ~~と~~ 南 進 と  
 琉球 の 直接 交渉 の 案が 問題 に なる こと  
 こと 印条 である 前者 に ついて は 自分 として  
 米国の 抱負 あり 下 におき 琉球 住民 が 日



にもよく分らせてもらって電報したのに対し  
大付は、それは十分分るが一つの可能性  
として大流領と17日、総理と直接お話しした  
後、お付けの最終決定をしないとの取り  
付けを考慮に入れたいと述べた。~~これは~~  
~~小笠原以外~~ 小笠原以外  
については、お付けの困難な事前には双方の  
受諾する条件を定めておくが、<sup>特に</sup>小笠原に  
ついては、以上の可能性の取り付けを考慮に申  
上げたいと述べた。  
これに対し、本大臣は、最終決定<sup>か</sup>を  
総理と大流領との間に調整するべきとの見  
解を示す言明を述べた。その前に大~~小笠原~~  
<sup>全体の傾向は</sup>ついでに、お付けの読み取りが誤りなく、その  
お付けと協議して取りわけを、一般の

力な結果を、要望した。  
4. 外部に対しては、<sup>総理</sup>お付けの時期と進捗の  
<sup>状況</sup>お付けの<sup>小笠原</sup>お付け  
として、お付けの全体に適合、<sup>お付け</sup>お付けの威嚇  
は、お付けから来るお付けが、お付け  
全体の取り付けが、お付けの内容の  
お付けの取り付けに合意した。



極秘

8部内  
1/10

小笠原地域の軍事的利用に關する対米エイド・メモワール  
(案)

昭和42/0.26  
北米局北米課

小笠原地域のわが国防衛に有する重要性及び同地域におけるわが国防衛力配備の自由世界の安全保障態勢に対する寄与についてわが国政府の見解、並びにこのため同地域施政権のわが国への返還後にわが国政府が、とることを考慮している具体的措置の概略は、次のとおりである。

1. 小笠原諸島周辺海域は、わが国の海上交通、特に南東航路の保護にきわめて大きな価値を有する。非常事態における日米間の海上連絡のためには、航路安全確保の観点から、大圏航路よりも日本本土、小笠原、サイパン、ハワイ、米国西海岸の航路が、より多く使われることとなると思われるので、この方面の航路の保護は、わが国の防衛にとりきわめて重要である。従つて、わが国としては、小笠原地域にある航空及び艦艇基地を対潜警戒基地として活用したい考えで

ある。

防空体制の面からいえば、硫黄島にある航空基地の航空自衛隊による使用が可能となれば、わが国における航空基地の現在の配置にみられる縦深性の欠除を補ない、柔軟な航空作戦の実施を可能とするであろう。また同航空基地は、わが国本土と米国の西太平洋における重要基地であるグアム島等との航空交通の中継基地としても利用しうる。

また平時にあつても、太平洋海域に漁船をはじめ多数のわが国船舶が活動していることを考慮すれば、太平洋上の船舶、軍用及び民間航空機に対する航法支援、中部、南太平洋方面で操業する漁船に対する災害救難、気象情報の入手等の各種の活動を実施するため、小笠原地域に有効な施設を設置することが望ましい。

このように、小笠原諸島は、わが国防衛のための自衛隊の活動にとつてきわめて重要である。それのみならず、小笠原諸島は、グアム、日本本土、沖縄の中央に位置するため、自由世界の

西太平洋における戦略体制上も、海上及び航空交通路の中継地点として、また通信基地として、潜在的には、相当の重要性を有する。この観点からみても、小笠原諸島における施設を現在の比較的不活潑な状態に放置するよりも、施政権の返還に伴いわが国自衛隊の配備、利用を可能にすることは、この方面における自由世界の安全保障態勢全般の強化にも貢献するものと信ずる。

2. 施政権返還が実現した場合には、小笠原にある米軍事施設のうち米側が引続き維持することを希望しないものについては、わが国自衛隊が移管を受けることとなる。米国政府が、引続き維持することを希望するものについては、安全保障条約下の施設として、米側が維持し、わが国自衛隊が、これを共同使用する形式をとることとなる。この後者の施設についても、将来訓練その他の活動の増加及び下記第3項の増勢計画にもかんがみ、日米間の協議を通じて日本側が引受け、米軍に

共同使用させる形式に変更して行くことが望ましいかも知れない。

施政権返還後小笠原地域は、対潜訓練及び災害派遣時における艦艇、航空機の基地として、わが国自衛隊によつて直ちに利用されることとなる。このため差し当りとるべき措置としては、父島におかれる艦艇基地に、補給、通信、港務、警備、衛生等の機能を有する基地分遣隊、航洋曳船、LCC、LOM、VP、バース等の舟艇（一部は硫黄島に配備）及びその他他の補給支援、連絡用としてLSM（揚陸艦）等を配備することとなる。硫黄島におかれる航空基地には、差し当り航空業務隊を駐留せしめることとなる。そのほか必要に応じ、この地域にナイキ・ホーク等の試射場を設定することとなる。

以上の当面の措置は、施政権返還後に米側がこの地域に維持する施設及び兵力の規模により、増減されることは当然である。

3 さらに将来の問題としては、日本政府はこの地域が、わが国の防衛、特に対潜作戦、防空作戦、~~対空作戦~~、気象観測等の面で有する重要性にかんがみ、この方面における防衛力の増勢を必要と考えるものである。この増勢の具体的計画の詳細は、他方面におけるわが国防衛力の増強との均衡をも勘案して決定されることとなる。

いずれにせよ、その計画は現在開発中の新型飛行艇を含む対潜哨戒機、対潜ヘリコプター等よりなる航空部隊並びに護衛艦若干隻を中心とする海上護衛用の機動兵力をこの地域に常駐せしめることを骨幹とするものと予想される。以上のほか、この方面における基地管理部隊、気象観測機等を充実し、上述の常駐対潜部隊の支援及び有事の場合に派遣さるべき空陸兵力の受け入れ態勢に遺憾なきを期すこととなる。



CONFIDENTIAL

AIDE MEMOIRE

The views of the Japanese Government with regard to the importance of the Ogasawara area in the defense of Japan and to the contribution the deployment of Japan's defense capacity in this area can make to the security system of the Free World as well as a general outline of the concrete measures for this purpose contemplated by the Japanese Government after the return of the administrative right over this area to Japan are as follows:

1. The seas around the Ogasawara Islands are most vital for the protection of Japan's Maritime traffic, especially the southeast sea-route. From the standpoint of securing the safety of the sea-route in order to maintain sea communication between the United States and Japan in an emergency, it is felt that the route linking the Japanese Mainland, the Ogasawara, Saipan, Hawaii and the West Coast of the United States will be used more frequently than the Great Circle route, making the protection of this sea route extremely vital

for

- 2 -

for the defense of Japan. Accordingly, Japan desires to utilize the air and naval fleet bases in the Ogasawara area as anti-submarine patrol bases.

From the standpoint of air defense, if it becomes possible for the Japanese air defense forces to utilize the air base in Iwojima, this will make up for the lack of depth in the present deployment of air bases in Japan and make possible the implementation of more flexible air operations. Further, such base could be used as a relay base for air traffic between the Japanese Mainland and important Free World bases in the Western Pacific such as Guam.

Even in peace time, taking into account the fact that a large number of Japanese fishing and other vessels are active in the waters of the Pacific Ocean, it is desirable that effective facilities be established in the Ogasawara area in order to carry out various activities, such as navigational aid to ships and to military and civil aircraft, disaster rescue operations for fishing vessels operating in the central and south Pacific area, and obtaining of meteorological data.

Thus, the Ogasawara Islands are very important for operations

operations by the Self-Defense Forces for the defense of Japan. Moreover, from the standpoint of the Free World's strategic position in the Western Pacific, they potentially possess considerable importance, because of this central location with respect to Japan, Guam and Okinawa, as a relay point for sea and air traffic routes and as a communications base. Viewed in this light, rather than to allow the facilities in the Ogasawara Islands to remain in their present relatively inactive status, it is believed that making possible the deployment and utilization of the Japanese Self-Defense Forces following the return of the administrative right will contribute to the strengthening of the Free World's overall security system in this area.

2. In the event the return of the administrative right is implemented, the Military facilities in the Ogasawara which the United States side does not desire to retain will most likely be transferred to the Japanese Self-Defense Forces. With respect to those facilities which the United States Government wishes to continue to retain for use by the United States forces, such facilities will be provided for the United States under the terms of the

the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States, and may be jointly used by the Japanese Self-Defense Forces to the extent necessary. With regard to the latter facilities, in view of the expected future increase in training and other activities in this area by the Japanese side and the build-up plan mentioned in Paragraph 3 below, it may be desirable that the Japanese side gradually take over these facilities as agreed between both sides, permitting joint use by the United States forces.

Following the return of the administrative right, the Ogasawara area will most likely be used immediately by the Japanese Self-Defense Forces as a base for naval vessels and aircraft for the purpose of anti-submarine warfare training and disaster rescue operations. For this purpose, initial measures to be taken will be the stationing at the naval ship base in Chichijima of a base detachment having the functions of supply, communications, port service, policing and medical service, and the deployment of vessels such as ocean-going tugboats, LCU's, LCM's, LCP's, barges, etc. (a part of these to be deployed at Iwojima) and of an LSM for logistic support and liaison between



between the Japanese Mainland and other areas. At the air base located in Iwojima, an air service detachment will be stationed. Additionally, in accordance with necessity, testing grounds for Nike-Hawk Missiles may be established in this area.

Naturally, the scale of initial measures mentioned above will depend upon that of the facilities and Military forces to be retained by the United States in this area following the return of the administrative right.

3. Furthermore, as a future problem, the Japanese Government contemplates building up Japan's defense capability in this area, in view of its importance to the defense of Japan, particularly in anti-submarine and air-defense operations, surveillance and communications, and meteorological observations. The concrete details of the build-up program will be determined after taking into due consideration its balance with the build-up of Japan's defense capability in other areas of Japan.

In any event, it is expected that the core of this program will be the permanent deployment in this area of a naval air force composed of anti-submarine patrol aircraft, including the new flying boat now being developed,

and

and anti-submarine helicopters, as well as a mobile force for naval escort purposes consisting of a small number of escort vessels. In addition, the base maintenance force and weather observation units with observation aircraft will be deployed in this area. These base forces will support the above-mentioned permanent anti-submarine warfare detachment as well as land and air forces which may be dispatched in case of contingency.

Tokyo, October 28, 1967.

極 秘  
無 期 限  
部 の 内  
号

"The President and the Prime Minister expressed their satisfaction with the active and expanding scientific cooperation between Japan and the United States. They especially recognized the contributions made by the United States - Japan Cooperative Medical Science Program which was established as a result of their last meeting in January 1965, and the continuing achievements of the United States - Japan Committee on Scientific Cooperation.

"The President and the Prime Minister discussed the peaceful exploration and use of outer space, and noted with satisfaction the recent entry into force of the Outer Space Treaty, a new milestone in mankind's progress towards peaceful uses of outer space. They reviewed United States - Japanese space cooperation to date, and surveyed possibilities for future cooperation. They agreed to appoint representatives to look more closely into such possibilities, focusing on the development and launching of earth satellites for the peaceful utilization of outer space.

"The President and the Prime Minister, aware of the increasing importance of the oceans as a source of food for the world's growing population and as a source of minerals, have agreed to seek ways of greatly expanding United States - Japan cooperation in research and in development of technology for the utilization of marine resources.

一〇三八  
半  
使  
持  
号

For this purpose they have agreed that as part of the United States - Japan natural resources program, there should be prepared a report and recommendations to the two governments looking to cooperation between the two countries in such areas as aquiculture, further development of man's viability under the sea, technology for control of oil pollution in the sea, and improved typhoon and research in Tsunami wave height prediction."

CONFIDENTIAL

海元スミ

They noted that early restoration of balance in each of the two countries' world-wide international payments was of basic concern to both and agreed to assist each other toward this end. In this regard, and with a view to making possible the continuation and expansion of mutually beneficial trade and financial relationships between our countries and promoting the development and security of the Asia-Pacific area, they agreed to enhance the usefulness of the joint United States-Japan Committee on Trade and Economic Affairs by convening at an early date the first meeting of a special subcommittee. This subcommittee would be a forum for consultation on short and longer-range balance of payments matters of importance to both countries.

一一一  
在東京米古海元ハ  
ハニル於事元  
托事局長(持考)  
同日吾清局長より  
古海元既於事元  
ハニ連絡済

CONFIDENTIAL

外務省電信案 (分組)

特位 略 略 平 総第 4570 号  
 第 2016 号  
 42. 11. - 8. 2.  
 大至急 (至急) 普通 L.T.F. 電信係 横筆

大臣 局長 (部) 長  
 参事官 課長 課長補佐  
 北米局北米課  
 昭和 21 年 11 月 7 日  
 在米 下田 大使 三木 大臣 発  
 臨時代理

電報 在 大使 総領事 臨時代理  
 署名 總理訪米 (ワシントン大使との会談)  
 件名

7 17 4  
 総領事 臨時代理  
 件名 總理訪米 (ワシントン大使との会談)  
 行電第 199 号 号に附し  
 本大臣は、7 日午後 約 3 時間におたり  
 ワシントン大使と会談したと、その概要次  
 とあり、(次官等同席) 本大臣より  
 1. 沖縄小笠原については、本大臣より

電信課長  
 代 横筆

寄 齋

沖縄の部分と小笠原の部分と逆にし、  
 小笠原については retain と such military  
 facilities の間には under the terms of  
 the Japan-U.S. Security Treaty を挿  
 入したほかは無修正なり也。沖縄の部分  
 を全面的に書き改めた別電 1. 号案  
 を提示した。これに対し、ワシントン大使は、  
 米側案では、この施政権を返還するが、  
 二つの討議 召喚旨なるに對し、日本案では、  
 施政権返還 併合意、  
 に伴う問題 召喚旨なるに對し、  
 プロセスが始まる 召喚旨に於ては、  
 問題があり、このよりの sense of imminence  
 を意味する表現には大體同意は到底同意  
 し得ないと思ふ。本大臣は、施政権

返還にたゞちに合意し得ない場合は日  
本側でも同論の分譲もあり同様であり  
<sup>(1.2.2)</sup> だが方針の趣旨もたゞちに返還のプロセス  
を開始するとはしてはならない。ただ現在の  
盛り上った世論を冷静に指導して行くた  
めには、ある程度大胆な表現で世論の期待  
<sup>世論も指導する材料をもし</sup>  
に応え、あとの行動は慎重にするという  
が賢明な政治の道だと思ふ、この趣旨を  
強調した。その後種々の事例があるが、  
本大臣は、上記の趣旨から沖縄の施政  
権返還に関する部分については、安全保障  
上の考慮等にも種々の言及をするに避け、簡明  
直接な表現で、返還の方針を明示する  
<sup>periodically は、解決期延びる感じも与える可能性がある</sup>  
必要があるとは強調したと云ふ、ジョン  
大使より、別電1.9.15.のセンテンスを、

As a result of their discussions, the  
President and the Prime Minister agreed  
that the two governments, guided by  
the aim of returning the administrative  
right over the Ryukyu Islands to  
Japan at an earliest possible date,  
should undertake jointly through  
diplomatic channels to keep the status  
of these islands under continuous  
<sup>(これ日本側の方針と云ふ)</sup>  
review. と云ふことは、本例に  
<sup>本例が、本認国難とは異なる</sup>  
あつた原案よりは、相当な  
と思はれるので、これを代案として、  
<sup>原案と云ふ</sup>  
は了と云ふことと云ふこと、  
本大臣もこれを了了した。  
2. 沖縄の他の部分については、当方



対北米通商政策に対する理解を  
~~一部~~ 大統領、総理の共同の  
ステートメントとすることを無理があり、  
総理としては、日本側の強い希望を表明  
せざるを得ないこと、米国の施政権保持  
が日本にとっても利益であるが如き表現  
には同意できないこと、安全保障上の~~利益~~  
余りに譲り渡し強固する<sup>こと</sup>は前回訪米  
の際のコミニエーションと同様の批判を招き  
不得業なることを強調した。  
3. 第4項以外の各項目については、本大臣より  
別電を、ワシントンへ修正提案(一部先方の示  
唆による改訂を含む)にかいて逐一説明し、  
先方はワシントンへ報告を約した。なお、  
なお、先方がよく問題とし、たゞは、第4  
項の第3センテンスのみで~~あり~~ 米国の

GB-B

7. 日本側が外務省

軍事努力に対する全面的な支持を表明  
することを期待したが、これを明白に  
除外し、~~和~~ 和平努力のみを取り出して  
~~和~~ 支持するとの表現は適当でないこと  
を主張し、若干の添削があった結果、別電  
2. の表現に落着いたものである。なお、  
先方は、<sup>新しい</sup> 第6項(経済協力)は大変結構  
であると述べたので、先方より、これは政府  
部内では未調整なる旨留保しておいた。  
4. ジョーンズ大使は、8日東京出発前に、日本  
側に対するワシントンの回答が格別なると思わ  
れたので、<sup>口頭で</sup> 今後は、自分のワシントンで関係者  
と協定した結果をシフト~~で~~ 総理一行に出張  
する際にお知らせするとして述べたので、本大  
臣より、ワシントンにおいては、最大限および先方の  
意思を軍部局長とも協定ありたい旨述べ<sup>外務省</sup>

GB

外務省

外務省電信案 (分類)

特秘	極秘	秘	平文	頗長符号	(未印)
暗			略		
第 2017 号			總第 48876 号		
大至急			至急		
普通			L.T.F.		
発信係			宛電係		

大 使 政務次官	局長 (部) 長	注官局署名 北米局北米課
事務次官	参事官	日付 昭和 42 年 11 月 7 日
外務審議官	課 長	局室番号 北米 442
官房長	課長補佐	電話番号 442

協議先

在米 下田 大使 総領事あて 三木 大臣 発  
臨時代理

電 在 大使 総領事あて  
臨時代理

件名 総領事あて (ワシントン大使と會談 別電)

送電年 2016 年 11 月 7 日

7 173

電信課長  
伏  
原

(受印欄内は電信課記入)

(昭和 42 年 11 月 2 日 改正)

GB-1

CONFIDENTIAL

7. The President and the Prime Minister frankly discussed the problem of the Ryukyu and the Bonin Islands. The Prime Minister emphasized to the President the strong desire of the Government and people of Japan for the reversion of these islands, and expressed his belief that an adequate solution to this problem should promptly be sought on the basis of mutual understanding and trust between the governments and peoples of the two countries. ~~As for the Ryukyu Islands,~~ The President stated that he fully ~~recognizes~~ <sup>understands</sup> the desire of the Japanese people for the reversion of these islands. At the same time, the President and the Prime Minister recognized that the United States military bases on these islands continue to play a vital role in assuring the security of Japan and other free nations in the Far East. <sup>As a result</sup> of their discussion, the President and the Prime Minister agreed that the two governments, guided by the aim of returning the administrative right over the Ryukyu Islands to Japan at an earliest possible date, should hold consultations through diplomatic channels to examine matters pertaining to the reversion.

The President and the Prime Minister further agreed that, during the interim period leading to the time when the administrative right over these islands would thus be restored

to Japan, measures should be taken, in preparation for the reversion, to identify further the Ryukyuan people and their institutions with Japan proper and to promote the economic and social welfare of the Ryukyuan residents. To this end, they agreed to establish in Naha an advisory committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands. The Governments of Japan and the United States of America and the Government of the Ryukyu Islands will each provide a representative and appropriate staff to the committee. The committee will be expected to develop recommendations which should lead to substantial movement toward removing the remaining economic and social barriers between Okinawa and Japan and toward minimizing the stresses which will arise at such time as administrative rights are restored to Japan. It was agreed that the functions of the Japanese Government Liaison Office would be expanded as necessary to permit consultations with the High Commissioner and the United States Civil Administration on matters of mutual interest.

The President and the Prime Minister also reviewed the status of the Bonin Islands and agreed that the mutual security interests of Japan and the U.S. could be accommodated within the arrangements for the return of administration of these islands to the GOJ. They therefore agreed that the two

~~governments~~



governments will enter immediately into consultations regarding the specific arrangements for accomplishing the early restoration of these islands to Japan without detriment to the security of the area. These consultations will take into account the intention of the Japanese Government, expressed by the Prime Minister, gradually to assume much of the responsibility for defense of the area. The President and the Prime Minister agreed that the United States would retain under the terms of the Japan-U.S. Security Treaty such military facilities and areas in the Bonin Islands as required in the mutual security of both countries.

The Prime Minister stated that the return of the administrative rights over the Bonin Islands would not only contribute to solidifying the ties of friendship between the two countries but would also help to reinforce the conviction of the Japanese people that the return of the administrative rights over the Ryukyu Islands will also be solved within the framework of mutual trust between the two countries.

外務省電信案 (分類)

特種 秘密・密 (朱印)	暗 略 平	総第 48377 号
第 2018 号	昭和 42 年 11 月 8 日 4-09	
大至急	至急	普通 LTP 殆電係 校在

大臣 事務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 局長(部)長 参事官 課長 課長補佐	主管局課名 北米局北米課 起案 昭和42年11月7日 提案者 電番番号 杉村 442
------------------------------------	-----------------------------------	--

協議先

在米 下口 大 総領事あて三木 大臣 務 臨時代理

電 在 大 使 総領事あて 臨時代理

件名 總理訪米(ジョンソン大使との会談)

行電中 2016 号別電 02

(中1項および中2項) 修正あり

(中3項) They noted the fact that

is developing

Communist China its nuclear arsenal, and agreed on the importance of

7-11

176

(捺印欄内は電報署名記入)

(附和四〇四一改正)

GB-1

creating conditions wherein Asian nations would not be susceptible to threats from Communist China.

とす。 最後、協定(1)第7条を削除す。

(第4項) 第3条に The Prime Minister expressed support for the U.S. position of seeking a just and equitable settlement, とす。 第4条に <sup>and reaffirmed</sup>

9条に to cope with Communist infiltration. とす。 第5条に

The Prime Minister expressed the view that reciprocal action should be expected of Hanoi for a cessation of the bombing. とす。

(第5項) <sup>全体を</sup>順序を第6項に入れ替へる。

第1条を削除し、第2条に

the Prime Minister とす。 第2

条に <sup>2(1)</sup> 第3条と第4条の間、別添子

を挿入す。 第3条と第4条の間、

<sup>3.2(2)</sup> 別添子 ~~を~~ 挿入す。

(第6項) 全体を第5項に繰り上げ、修正す。

(第8項) 第6条の security to stability とし、by convening

以下

to by establishing at an early date a subcommittee. This subcommittee

<sup>この第7条に</sup> would be a forum for consultation

on economic and financial matters of importance to both countries, including

the short and longer-range balance  
of payments problem of the two countries  
と 78。

(79 項) 75 年 7 月 2 日 to appoint  
representatives to 6 that the two  
governments should 6 改訂 peaceful  
utilization 9 前 1 = scientific  
research and 6 挿入 78。 7/2 1 =  
別電 4 6 追加 78。

(78 年 2 月 27 日 79 項 7 月 2 日 以下 6 and  
improved typhoon and tsunami wave  
height prediction research 6 訂正 6  
7/2 日 申請 (78)

302



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

特秘 特秘・秘・平文・簡長符号 (本印)	暗 略 平	総第 48878 号	昭和 42 年 11 月 8 日 6 時 22 分
<b>特秘</b>	第 2019 号	大至急 (至急) 普通 LTF 発電係	

大 使 <del>事務次官</del> 事務次官 外務審議官 庶務長	局(部)長 参事官 課長 課長補佐	主管局課名 北水局北米課 発案者 程村 442 電話番号 442
--	----------------------------	---

協議先

在 米 下田 大 使 総領事あて 三木 大臣 発  
臨時代理

電 在 大 使  
報 在 総領事あて  
報 臨時代理

件名 総領訪米(ニクソン大使)と日合談別電3  
往電年 2016 号別電3

(昭和四〇四一改正)

(1) The Prime Minister stated that it is the policy of Japan, in meeting this need, to provide more effective bilateral and multilateral assistance to the southeast Asian region particularly in the fields of agriculture, fisheries, transportation and communication, by increasing the amount of assistance and ~~soften~~ *liberalizing* its conditions.

(2) He further stated that it is the intention of the Japanese Government to make ~~better~~ *greater* use of these institutions by ~~further activating~~ *assisting in further expanding* their operations.

外務省電信案 (分類)

(特秘) 特秘 (朱印)	略平	総第	48379
特秘	第 2020 号	昭和 42 年 11 月 8 日	42-11-8
大至急 (至急) 普通 LTF		発電係 松倉	

  

局長 (部) 長 事務次官 外務審議官 官房長	参事官 課長 課長補佐	北米局北米課 昭和 42 年 11 月 7 日 起案者 松村 電話番号 402
----------------------------------	-------------------	--

  

在米 下田 大使 総領事あて 三木大臣 発  
臨時代理

電報 在 大使 総領事あて  
臨時代理

7-178 姓名 総領訪米 (ジョージア大使の会談) 別電 4  
 発信年 2016 号 別電 4

The President and the Prime Minister recognized that the promotion of peaceful uses of atomic energy has immense possibility of furthering the welfare of mankind and noted with satisfaction that there exists close cooperative relationship between the two countries in <sup>this field.</sup> ~~their efforts~~ ~~to explore this possibility.~~ In this connection, the two leaders expressed satisfaction with the smooth progress of the current negotiations to conclude a new agreement for cooperation in this field. The Prime Minister welcomed in particular the intention of the United States Government to increase the supply of such nuclear fuel as plutonium and U 235 to Japan.

(昭和四〇年改正)

GB-1

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 大政事外外官
- 務務房
- 次次
- 臣官官審審長
- 備人計会領審
- 文領
- 国参
- 参参
- 参北東
- 参中
- 参南
- 参中住
- 参英
- 参西京
- 参近
- 参次商國米ア
- 参統ラ
- 参総國
- 参一通ス
- 参経経
- 参政技
- 参国
- 参条協
- 参条規
- 参軍社専
- 参政経科
- 参参内
- 参道外
- 参文
- 参文二

総番号 (1A) 77-8728  
 67年11月16日12時40分 722ト 発  
 67年11月17日03時24分 本 着 北米局長

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

総理訪米 (ミキ大臣、ラスク長官会談)  
 第334/号 暗 特秘 至急

14日ホワイト、ハウス第1回会談は、サトウ総理、ジョンソン大統領間のSUMMIT会談に終始したが、右会談のかたわらミキ大臣、本使及びラスク長官、ジョンソン米大使は別室において会談したところ、その要旨次の通り。

1. ヴィエトナム和平問題  
 ミキ大臣より16日から2日間カナダを訪問することとなつたが、マーティン外相との会談においてはヴィエトナム和平に関連し、次の二つの案につき同外相の感觸をただすつもりである。即ち

(1) 北越に対し、例えばカナダの如き100メンバー国が米国が来たるべきクリスマスまたは旧正月に際し北爆を停止した際は北越側はこれに対し南越へのしんとうを一服するの強化するのか、ありのままを観測して関係国に報告すると通告を北越側に行なう。そしてハノイの反応をみる。アメリカへも北越へもどうしてくれと何も要請せぬ。

(2) ポーランド、ルーマニアの如き北越の友好国と日本カ

極秘

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

カナダの如きアメリカの友好国が共同のアクションとして南越及び北越の双方に対し北爆停止の下において和平達成の検討を行なう。そのイニシアチブをカナダがとる。2案の何れか一方または双方を試みることの適否につきカナダ外相の感觸をただしてみたい旨述べた。

これに対し、ラスク長官は、従来米側が北越に対し直接、間接の経路を通じしばしば和平よびかけを行なつたにもかかわらず、その都度北越の拒否する所となつた先例にかんがみ上記2案を試みられるも良い結果は期待できないのではないかと、思うが、日本、カナダの如き友好国がかかる試みを行なわれることに異存なきのみならずこれに対し北越が如何なる反応を示すかをきょう味をもつて知りたい旨述べた。

2. ヴィエトナム和平の見通し  
 ミキ大臣より本件見通しをたずねたのに対し、ラスク長官は次の通り答えた。

ハノイとしては米国が (イ) 軍事情勢の悪化、(ロ) 民政の失敗、(ハ) 国際世論の圧迫、(ニ) 米国内世論の分裂の四原因の何れかまたはその全てによつて米国が戦いを止めざるを得なくなるに至る日の来るであろうとのあわい期待をまだしてないと思う。

しかしながら現実には (イ) 軍事情勢は好転しており、(ロ) 大統領選挙につぐ新内閣首はんの指名により南越のOIV

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

ILIAN GOVERNMENTは着実に基礎が固まりつつあり、もち論これが安定政権となるには相当の時日を要するであろうが、とにかくSTABILIZATIONに向いつつあること、(ハ) 国際世論の圧迫というも批評家は別として日本を含む友好諸国政府は米国の政策を理解し、支持してくれるものと確信しており、(ニ) 米国内世論の分裂というが日米の如き民主主義国家においては少数意見がかえつて大きなおとを立てるのはふ通のことであり、米国内の世論が深刻な分裂をきたすが如きは考えられない。従つて北越側のあわい希望は何れも実現し得ないものであり、将来何時の日かこの何れも実現し得ないことをさとつたときに北越の戦闘行為が事実上ストップするという形で戦争が終止することとなる可能性もあるであろう。

3. 最近の北鮮の動き先方より最近の北鮮の南鮮に対する活動の強化には警かいすべきものありと考えるが、日本側はどう考えられるかとの質問あり。当方より北鮮の真意は適確にはかりかねるが、ただ一つはつきり言えることは、北鮮側が朝鮮戦争の如きものをしかけ来たることはないであろうということである。あるいは韓国が南越に出兵し、協力を行なっているのに対抗して北鮮が北越に出兵し得ないかわりに韓国側をし激することにより北越への義理を立てているのではなからかとの見方があるが、何れにせよ北鮮の動きについては注

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

意の要ありとの点につき米側と考えを同じくする旨述べた。

例  
ラスク長官は、北越戦闘機のパイロット中には北鮮のものがいることが最近明らかになった旨述べた。

4. 中東問題  
ラスク長官よりアラブ諸国側は従来の解決案の何れに対しても受だくの表明が遅れることによつてことごとく本件解決の機を失て来たことは誠に残念である。ラ米案ももう半月早く受だくしていたならば同案で事態を収しゆうし得たはずである旨述べ、日本側より米案支持方の大統領の要請があつたが、その際は既にツルオカ大使が安保理のコンセンサス発見のための努力を活発に開始した後のことであり、日本の公正不偏の立場にかんがみ、この際ツルオカ試案を日本の第3案として提出することを勧める国もある状態であるが、今後この方向で進むこととしたい旨述べた。(なお、この間ラスク長官は、ゴールドバーグ大使に電話し、ニューヨークにおける最近の情勢をちよう取する所があつた。)

5. 輸入制限立法  
日本側の質問に答え、ラスク長官は、一連の輸入制限法案を止のため同長官はじめ米側閣僚が財政委員会に出席し、行政府としての強い反対の立場を表明したが、大統領は更



特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

に明確に在任中にかかる立法は成立しないであろうとまで言  
 切つて米行政府の強い態度を表明したこともあり、目下の  
 ところ本会期中かかる立法の成り立つ見通しはなくなつたも  
 のと見て良いが、本件は次期会期に持ち越すべく、せん維及  
 び鉄鋼の分野においては特に執ように各種の試みがくり返さ  
 れるものと見なければならぬと述べた。

(了)

次官等  
地務局長  
地務局長  
田部局長

極秘

沖繩小笠原返還問題に関する閣内閣外関係の整理

昭和42.12.8  
近藤外務大臣

11月29日ハルビン閣内閣外関係の整理

次のとおり内閣外関係の整理

1) 沖繩小笠原返還問題については、佐藤総理府の

約12ヶ月前から自分とスナイダー日本局長との間に検討を

始め、本年4月頃には一応ハルビンの閣内閣外関係の整理

position paperを調整した。その間、12.3回 paper

を書き直した。その間、スナイダーの苦心は大変なものであった。

2) 5月の日米安保協定及び下田の政策企画委定期間

後を通じて、安全保障問題及び経済問題に関する

日本側の一時的な考え方を知り得ることは米例により

作業を進めようとする必要があった。

3) 米側は國務省等と重務シヤムとの連絡調整が

進められ、6月にラスク國務長官及びマクナマラ国防

長官等と話し合いの検討が行われた。その間、マクナ

ラ長官は most helpful であつた。そして7月、日本の申入が

あつた頃、ラスク大統領の "education" が始まつた。

4) 小笠原返還については大統領の final decision への

は、佐藤総理府も三ヶ月前であつた。沖繩については

長期的な交渉を続けようとする方針が最初からあつた。

合計として、日本側の希望は上記の通りである。

14. 最終段階として大統領の決裁を得ようとする。

5) 個人的見解であるが、ソビエト連邦の終結には、

沖縄問題については、日本側との交渉が急務であると思ふ。

6) 米国のような巨大官僚機構をこの国に設け、沖縄、

琉球問題の如き重要問題の処理に長年月日の準備

期間を要するにせよ(今回の参観がよい見こみ)、日本側は

よく分つていて欲しい。

極 秘  
無 期 限  
7 等の内  
3号

11月29日三木大臣、ジョン  
ソン大使会談における大臣発言  
要領

昭和42/1/28  
北米局北米課

今回の共同声明に基づき、今後日米両国政府の  
間で協議して行くべき事項としては、

- (1) 小笠原の返還に関する日米間の協定。
- (2) 高等弁務官に勧告を行なう委員会の機能、構  
成。
- (3) 南連事務所の機能の拡大、及び
- (4) 沖縄の地位に関する共同の検討。

がある。

#### 1. 小笠原返還協定

##### (1) 返還協定作成

奄美大島返還協定の例を参考とし、米側が  
平和条約第3条に基づく権利を放棄し、日本  
が、その権限及び責任を引受けることを中心  
として、それに伴う細目について、合意する  
形をとればよいと考える。

細目は事務レベルに協議させることとした

いが、奄美大島に比べて問題も少ないと考え  
られるので、比較的早い時期に合意に達しう  
るのではないかと思う。わが方としては、本  
年末に始まる通常国会に協定をかけることすれ  
ば、遅くも3月半ばまでに提出することが望  
ましいので、日米間ではできれば2月中には  
合意に達することを目標としたいと考えてい  
る。

##### (2) 軍事施設の扱い方

軍事施設については、まずわが国に移譲さ  
れるものと米側が継続使用するものについて  
大筋の合意に達するため、必要に応じ防衛庁  
関係者を加えて外交チャネルで話し合うことと  
したい。特に安全保障に関する附議と、硫黄  
島の~~記念碑~~の問題は、早目に大臣、大使間で  
話を進めたい。

大筋の合意ができれば、施設区域の画定や、  
日本側への移譲の手続等細目は地位協定の日  
米合同委員会にまかせることとしたい。

##### (3) 情報の提供について

わが方の検討に資するため、(1)軍事施設  
の現況、(2)現住島民の使用している財産に関  
する法律関係、(3)現地の法令、司法制度の運  
用の実際、通貨、財政に関する事項等現地の  
状況に関する情報を判明次第逐次提供してい  
ただきたい。

(注1) 先方はワシントンでは検討を開始し  
たばかりで訓令越すまでには少なくとも約  
1カ月かかる見込みであるとのことである  
が、時間的余裕も限られておることであ  
り、わが方は前記(1)の協定作成については、  
先方がわが方案をも入れて検討を進めるこ  
と、前記(2)軍事施設については、遅滞なく  
所要の準備を進めることを期待する。

(注2) 先方は、現住島民の権利、利益の保  
護について責任を感じているようである  
ところ、現在島に住んでいる島民とこれから  
帰島する者との権利、利益の返還後におけ  
る調整は、わが国の国内問題であるが、特  
に米側の懸念している問題については協議  
に応ずることとする。

## 2. 一体化諮問委員会

この委員会の機能については、今後の運営を  
できる限り弾力的に実際上の必要に応じて行な  
つて行くため、委員会設置に関する合意におい  
ては、あまり厳格に規定することを避け、たと  
えば、共同コミュニケの文言をなるべくそのま  
ま採用するような事としてはいかがと考  
えている。

前記合意の形式、代表及び要員の資格等  
については、早速事務レベルで研究させること  
としたい。

## 3. 南連事務所の機能拡大

従来の例にない、口上費の交換という形式  
で、高等弁務官及び米国民政府の権限内にある  
日米両国政府の共通の関心事項について、南連  
事務所が高等弁務官及び米政府と協議しうること  
に合意することとしたい。

## 4. 沖縄の地位についての検討

この検討は、東京における外交チャネルによ  
ることとし、事務レベルの検討に必要な防

衛序等関係各省の参加を求めることとしたい。

この検討は、特に早急に結論を出す必要はないのだから、お互いにノンコミッタルな立場で自由に意見を交換する場としたい。

当面は、(1)先般の安全保障に関する日米協議において行なわれたとき、沖縄を極東の安全保障との関連の問題、(2)在沖縄基地及びその利用の現況、(3)施政権返還の際に在沖縄軍事施設区域の取扱いに関連して生ずる問題点等について、具体的に自由に討議することを考えてはいるかがであるるか。

また、将来は施政権返還の際に生ずべき行政財政上の問題、返還後の自衛隊の沖縄配備等についても、仮定の問題としてでよいから、自由に検討しておくことも考えてはどうかと思ふ。



外務次官  
森外務審議官  
近藤外務審議官  
官房長

条約局長  
佐藤公使  
条約課長

北米局長  
森  
北米課長

極秘

三木大臣、シヨソニ米大使会談記録

42.11.30 米記

11月29日、三木大臣はシヨソニ米大使の来訪  
を北米、沖繩、小笠原問題の今後の進め方を中心  
として、(沖繩、小笠原関係部会)  
に~~対して~~協議したところ、その要旨次の通り。

陪席者 日本側、東洋北米局長  
(通訳) 北米課長、長田中務官  
(記録) " 佐藤中務官  
米側、ハートマン中務官  
(通訳) ウィンゲル中務官

(大臣) 今日、総理訪米後、18(日)、大使と  
公的に会うことになっている。日米友好

親善関係を維持すること、何より重要である  
との~~見解~~ 未定。日本の世論、動向を正確に  
把握し、今次総理訪米に~~対して~~ 米大使  
の来、米側の意を示した。

GA-6

外務省

同時にラズグ長官の<sup>御</sup>努力に感謝している。  
かゝる努力は、今回の如き~~米側~~

● 日米小笠原問題  
57/今日、御相談した。11年間の

ある。即ち(1)小笠原島の返還に關する日米  
間の協定(2)の作成(3)一体化に關する

諸問題の裁能構成、(3)南進の  
機能の拡大及び(4)沖繩の地位に關する

共同の検討の四つである。

(大使) 自分と17(日)打ち合わせ、即ち<sup>諸問</sup>~~米側~~

委員会から電話した。今日、諸問題  
の権限に關する交換公文の米側来下

持ってきた。中には、共同委員会に  
付する。及び、沖繩米の日米間の話し

GA-6

外務省

合の成果 <sup>を</sup> 述りてある。自合は  
今週の木曜、火曜の両日、ア-カ-高等

升格官ともこの問題について話し合つたが  
彼もこの委員会の設置に熱心であり、

「この委員会の事務局の建物も選んだ」と  
云つた。

<sup>この委員会の設置</sup>  
米側の代表は「<sup>とある</sup>ア-カ-公使 ~~とある~~ 彼  
が大使館で誰にするか自分とにも残念

だが、~~彼~~ <sup>この</sup>委員会の重要なり仕方が  
ある。日米内閣間の委員会

の権限につき合意を見た後、ア-カ-  
高等升格官の松田主席に対し、

<sup>おこがま、お名前を待つ</sup>  
代表を指名 <sup>日米</sup> 委員会の代表  
を同時に発表する <sup>こと</sup> とした。この  
1月15日

米側では「ア-カ-公使の名は決まらな  
い」とした。

タ-グの問題として、ア-カ-公使  
は1月中には、現地に赴く件判とす

35。  
(大臣) 委員も父軍令の件はいい。

(大使) この件は、十分に詰めておく。  
経済、教育、社会の三分野の専門家を  
各1名(計3名) <sup>福地</sup> <sup>及</sup> ~~専任~~ 若干の  
事務要員をつけることを考へている。

(大臣) (米側案を一読の後)  
大体の考へ方として、このようにと

思ふが、事務的に研究して見たい。  
この委員会の運用には弾力性下



また世に方々から、早に諮問を受けた  
たけでなく、自主的に勧告~~を~~<sup>を</sup>した~~場合~~<sup>場合</sup>

かあると言っているわけだ。

(大使) ~~物と~~<sup>物と</sup> ~~その~~<sup>その</sup> ~~委員~~<sup>委員</sup> ~~会~~<sup>会</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~権限~~<sup>権限</sup> ~~が~~<sup>が</sup> ~~同~~<sup>同</sup> ~~様~~<sup>様</sup> ~~だ~~<sup>だ</sup> ~~と~~<sup>と</sup> ~~思~~<sup>思</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup> ~~が~~<sup>が</sup> ~~、~~<sup>、</sup> ~~そ~~<sup>そ</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~は~~<sup>は</sup> ~~な~~<sup>な</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~だ~~<sup>だ</sup> ~~と~~<sup>と</sup> ~~思~~<sup>思</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。

(大臣) その権限も、経済、社会を中心とする  
こと、御説の通りであるか、主席公使

のその旨の問題をこのように話し合う可能性  
について、どう考へるか。

(大使) ~~その~~<sup>その</sup> ~~案~~<sup>案</sup> ~~は~~<sup>は</sup> ~~、~~<sup>、</sup> ~~こ~~<sup>こ</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~を~~<sup>を</sup> ~~受~~<sup>受</sup> ~~け~~<sup>け</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~考~~<sup>考</sup> ~~へ~~<sup>へ</sup> ~~ら~~<sup>ら</sup> ~~し~~<sup>し</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
この委員会は政治委員会ではないかと

また、これらの政治的問題は、政府内  
で話し合うべきことである。

(大臣) 共同222号の前段に、神徳位及び  
及び ~~機構~~<sup>機構</sup> の一体化という言葉がある~~が~~<sup>が</sup> ~~、~~<sup>、</sup> ~~こ~~<sup>こ</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~は~~<sup>は</sup> ~~な~~<sup>な</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~だ~~<sup>だ</sup> ~~と~~<sup>と</sup> ~~思~~<sup>思</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
~~制度~~<sup>制度</sup>

~~多少~~<sup>多少</sup> 制度的な問題に関する議論が、  
よく行われている。

(大使) ~~共同222号~~<sup>共同222号</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~を~~<sup>を</sup> ~~受~~<sup>受</sup> ~~け~~<sup>け</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~考~~<sup>考</sup> ~~へ~~<sup>へ</sup> ~~ら~~<sup>ら</sup> ~~し~~<sup>し</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
社会的、経済的、制度的な事がある。  
~~委員~~<sup>委員</sup> ~~会~~<sup>会</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~は~~<sup>は</sup> ~~な~~<sup>な</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~だ~~<sup>だ</sup> ~~と~~<sup>と</sup> ~~思~~<sup>思</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
将来、この委員会の権限を拡大すること  
について検討し、中長期的に、現在行

~~委員~~<sup>委員</sup> ~~会~~<sup>会</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~を~~<sup>を</sup> ~~受~~<sup>受</sup> ~~け~~<sup>け</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~考~~<sup>考</sup> ~~へ~~<sup>へ</sup> ~~ら~~<sup>ら</sup> ~~し~~<sup>し</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
経済、社会の分野  
に限り、~~は~~<sup>は</sup> ~~な~~<sup>な</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~だ~~<sup>だ</sup> ~~と~~<sup>と</sup> ~~思~~<sup>思</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。

~~バー~~<sup>バー</sup> ~~ス~~<sup>ス</sup> ~~公~~<sup>公</sup> ~~使~~<sup>使</sup> ~~は~~<sup>は</sup> ~~、~~<sup>、</sup> ~~こ~~<sup>こ</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~を~~<sup>を</sup> ~~受~~<sup>受</sup> ~~け~~<sup>け</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~考~~<sup>考</sup> ~~へ~~<sup>へ</sup> ~~ら~~<sup>ら</sup> ~~し~~<sup>し</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
政治、経済の分野の人ではないかと、政治問題

は、~~その~~<sup>その</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~を~~<sup>を</sup> ~~受~~<sup>受</sup> ~~け~~<sup>け</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~考~~<sup>考</sup> ~~へ~~<sup>へ</sup> ~~ら~~<sup>ら</sup> ~~し~~<sup>し</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
~~共同222号~~<sup>共同222号</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~を~~<sup>を</sup> ~~受~~<sup>受</sup> ~~け~~<sup>け</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~考~~<sup>考</sup> ~~へ~~<sup>へ</sup> ~~ら~~<sup>ら</sup> ~~し~~<sup>し</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。  
~~共同222号~~<sup>共同222号</sup> ~~の~~<sup>の</sup> ~~理~~<sup>理</sup> ~~由~~<sup>由</sup> ~~を~~<sup>を</sup> ~~受~~<sup>受</sup> ~~け~~<sup>け</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~考~~<sup>考</sup> ~~へ~~<sup>へ</sup> ~~ら~~<sup>ら</sup> ~~し~~<sup>し</sup> ~~て~~<sup>て</sup> ~~い~~<sup>い</sup> ~~ま~~<sup>ま</sup> ~~す~~<sup>す</sup>。

(大臣) 大体、この案がよいと思ふが、事務的に  
検討して御返事させる。

(大使) 発表前には琉球政府とも話し合った  
 けりらるりのて……。

(大臣) ~~運輸~~ 今月中に御返事ある。  
 (機配松太)

(大使) 次に南連<sup>の機配松太</sup>の件については、高等弁務官  
 及び USCAR と協議し得る事は  
~~可能である~~ 其の点については、~~南連~~  
~~連絡に~~ 新設した庁舎がある  
 必要があるか。

(北米局長) 向平行もその点がある。

(大使) 共同222号にある~~機配~~又言を便に下  
 上。と認める。

(北米局長) 以上で済むか。

(大使) 米側 当方の件は又~~機配~~は話し合  
 (北米局長) こちから作ってよ度いする。

(大臣) 当方は諮問委員会<sup>の代表として</sup>当初  
 大使館の人を考えていたが、米側が  
 ハース公使と云われる方と、~~米側~~ 米側  
 見方の、もう少し考えてみた。と云った  
 出来た。1ヶ月(人選を終えた)と思う。

(大使) 日本側の代表が決つたら、その人  
 ハース公使との件、今後の進め方を  
 相談し、又、アカー高等弁務官とも話し  
 合つたと言いたいと思う。

次に小笠原に付いては、自合は  
 1721-7も少し話し合つて来たし、本  
 7月31日提督にも合つて来たか、  
 CINCPAC 7月には小笠原に自合の資料  
 収集を打つては、今度の



月曜に人正に送る打合せ  
に外務省の例に倣って協定案を提出する  
7月20日又7月21日

大きな問題は付帯問題  
ある。今7月21日整理中の構想  
資料と入手次第を渡すか、心算  
の関係もあり、12月中旬に打合せ。  
日米両国の公式

この後7月12月中旬に打合せ開始  
交渉を開始すると思つてゐる。

11月中に協定を締結する  
の可能性があると思ふ。

(大臣) ありふること云ふは、2月中旬に合意  
か出来ず、3月中旬に国会に出す

は。言ふことは早(12月)の言。  
(大使) 打ち合はすんば、打ち合はす。

(大使) 基本的なことは、~~簡単~~  
~~簡単~~ (即ち、米側が平和条約第3条  
に基づいて)

に基いて権利を放棄し、日本側の  
権限及び責任を引受けたこと

中心に、これに伴う細目について  
意見の形を打ち合はすと思ふ。

細目の討議は事務レベルに専らせし  
重要な事については、父方から打合せ

我々二人の会合を14日。

(大使) 条件降問題の自衛隊員会

に使用は、~~見方~~

(米局長) ある段階で、打ち合はす  
は。

(大使) 日本側には父島の土地所有、特に

官有地と所有地との別を示す地図の  
作成が済んで、11月25日付

(大臣) 自衛隊は東守郡には  
あると思うので、別に2か所

から、~~小笠原~~ <sup>小笠原</sup> 1月中旬頃には調査団を  
派遣する。交通上不便な

辞書海上保安庁の船が使用できると  
米側にも便宜がつけられる

この場合に協力してほしい

(大使) 勿論協力する。ある時は

日本側として現地の国守と  
内閣府は3か所、暫期的に一言

としよう。原則的には問題ない

(大臣) 一応1月中旬としよう。 ~~米側~~ <sup>米側</sup> の意  
米國政府

向を南に合流し

(大使) 承知した。現在、自衛隊は40250名

の新南紀若から小笠原へ行きた  
希望が来ている。 ~~海軍~~ <sup>海軍</sup> の連絡  
現在

船は小艇(10~15人程度)の運搬  
。又、宿泊施設も乏しい

(大臣) 報道機関も、我々と一緒に  
連中へ行けるのでは

(大使) 彼等は合流した

(大臣) 現在、 ~~小笠原~~ <sup>小笠原</sup> に行く ~~と~~ <sup>と</sup> 便利  
と ~~父島~~ <sup>父島</sup> ~~の~~ <sup>の</sup>

示す ~~と~~ <sup>と</sup> しよう

(大使) 硫黄島に飛行機で行き、船で父島

に渡すか、一番早い

如地 月1回、父島内

小笠原連絡船が往來し(2月13日)月12  
数回、父島へ向かへ、飛行機も

往復する。12月12日は、  
父島付近の着水状態を思ふ(11)

それより、当局から大臣の印協力  
を希望する(11)がある。摺鉢山の

記念碑について、先般(12月)2  
議員からたのまうた。現在摺鉢山の頂上

にあり、(米側)の  
記念碑は、その手前と約束し、  
合供して(11)た。

父島付近に、現在硫黄島の頂上には  
あり、米国の記念碑も、返還後、米国の

ものとして、請中、理想的に

(大使) 大使、その記念碑の手前と約束し、

約束せし中である。

(大使) へつた。

(大使) 貴大使のその中の約束を踏みに入して、若く  
は、個人的に、記念公園

作るの(11)を、  
12月(11)と考へて(11)る。

(大使) 12月(11)摺鉢山の頂上には、

(11)の頂上には、米側の記念碑(11)が、  
増設(11)る。摺鉢山は、  
公園(11)る。その(11)る。

(大使) 12月(11)摺鉢山の頂上には、  
記念碑があるのかと思つて(11)た。と(11)る。

研究(11)る(11)る。大きき(11)る。

それより、軍事施設の(11)る。

その(11)る。米国の(11)る。  
使用(11)る。また、施設(11)る。



も決まらずにはなす。 <sup>(細目)</sup> ~~小笠原~~ 小笠原  
15. 安全保障問題に因り、日米合同条

約会に検討させることも出来る。 <sup>(細目)</sup> ~~小笠原~~ 小笠原  
16. 17. 18. (1) 軍事施設の現況

(2) 現住島民の使用 (2) 113 諸島に因り、  
法律関係 (3) 現地の法令、司法制度の

運用の実際、<sup>(細目)</sup> 通商、財政に因り、  
現地の状況に因り、情報を入手したく、

<sup>(細目)</sup> ~~小笠原~~ 小笠原の準備中の由り、  
早く答へし。

(大使) 出来る限り早く示し、  
また、米側とては、現住島民に

も関心あり、その権益を保障さ  
せることを希望してゐる。

(大使) 小笠原に因り、  
小笠原協定に因り、日本側 <sup>(細目)</sup> ~~小笠原~~ 小笠原

とて、米側から、米側条約の  
併せて検討するに、

この方針は、協定締結促進に役立ち  
見込あり。

(大使) 17. 18. 20. 奄美大島、  
同17. 18. 20. 奄美大島、  
同17. 18. 20. 奄美大島、

(大使) 出来る限り、  
前に示し、

(大使) <sup>(細目)</sup> ~~小笠原~~ 小笠原に在り、  
現在、小笠原に在り、  
小笠原に在り、

この方針は、現地の日本の施政を  
確立させるに、  
必要な措置と

必要かあると思う。  
 (大臣) 次に中絶問題に入りたし。  
 この問題はきわめて複雑な問題であるので、今方( )に結論を~~出さ~~出さず  
 どうし各の持たせたいか、とになり、話し合いを始める必要はある。  
 この問題には二つの側面があると思う。一つは、安全保障~~問題~~に關する諸問題  
 中では、<sup>行政</sup> 戦政、<sup>防衛</sup> 経済等々の諸分野に關する諸問題である。  
 二つは、<sup>安全</sup> 安全は自由な討論を許さなければならない。その場合には、父( )  
 専門、防衛者等關係者、専門家の意見を~~採り~~採り、原則的には

外交知能でせよ、専門家の意見も向くという方針で進めたい。  
~~(大臣) 専門家の意見をどうするか、どうし検討~~  
 (大臣) どうし専門家を考へてみる。  
 (大臣) まして防衛者關係者。  
 (大臣) 方( )に、安全保障に關する<sup>事務レベルでの</sup> ~~安全~~ 安全委員会の場<sup>で</sup>話し合<sup>う</sup>てみる。この委員<sup>会</sup> (subcommittee)  
 合計、交渉の場では方( )の話し合<sup>い</sup>は出来ると思う。  
 (大臣) <sup>協議の中心は</sup>安全保障の問題<sup>であり、この問題も</sup> ~~安全~~ 安全委員<sup>会</sup> ~~の場~~ <sup>で</sup>話し合<sup>う</sup>てみる。この委員<sup>会</sup> ~~は~~ <sup>は</sup>外交知能での話し合<sup>い</sup>は  
~~入~~ <sup>外交知能での</sup> 入<sup>り</sup>て行か<sup>る</sup>方( )と話し合<sup>う</sup>てみる。  
 ( ) ( )

19

(大使) <sup>使</sup> 新南には、~~新~~大臣の、安保協(協)会  
と1月8日に開催するという趣旨の事と  
云々中口と出てくるかと云うか。  
(大臣) 長々申すに及ぶので、来春に2月  
開くと言ったと云った事だ。  
(大使) 開くことには同意も暗黙に  
(安保協(協)会を)  
(大臣) 来春はどうか。日米の合意はどうか。  
(大使) ~~来春は~~ 来春は1月17日、~~開く~~ 開く  
場は、~~開く~~ 開く、~~開く~~ 開く、~~開く~~ 開く、  
と云うか。  
(大臣) 来春には行きたいが、国会がどう  
出るか。  
(大使) 事務的の、小委員会は1月16日、17日  
と云う日本側提案  
の西日開くことについては、来春17日  
からの返事が来ると云うか。問題と云うか

20

思う。  
(大臣) 今後の全体の進め方については、小委  
原に於いて協定締結のための交渉を  
~~直~~ 直ちに開始し、管内委員会の構  
成も年内には行なうか。沖縄の地位  
についての本格的検討については、~~来春~~  
本格的に検討は、<sup>年内</sup>年内に開始する  
新南等に対しても、その旨を説明する  
にしようかと思ふ。  
(大使) 何と行なうか。  
(大臣) 安全保障、経済、財政等の問題で、  
施政権返還に均等な諸問題と  
来春の、<sup>年内</sup>年内に、~~来春~~ 来春の、~~来春~~ 来春の、~~来春~~ 来春の、  
適宜、~~来春~~ 来春の、~~来春~~ 来春の、~~来春~~ 来春の、  
と云うか。

21

(大使) 本直に云った。私 ~~は理解することは~~  
総理も大臣も。返還後牛汁純に ~~知年~~  
能勝  
的の基地に残余と云ふ望んがふ中  
~~は理解して~~  
米国の約束の基地に残余の条件  
は ~~申し上るに~~ 通りであり、  
条件は日本側の ~~承諾~~ による。特  
別な ~~合意~~ 事項は  
(大臣) 国会では ~~問題~~。国会では ~~問題~~  
に ~~ついて~~ は。共同 ~~の~~ 案。西三年内は  
返還時期 ~~について~~ 合意 ~~が~~ 達した  
~~事~~ ~~は~~ ~~認め~~ ~~られ~~ ~~て~~ ~~い~~ ~~る~~。 ~~特~~ ~~別~~ ~~な~~ ~~条~~ ~~件~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~い~~ ~~。~~  
総理の ~~発表~~ ~~が~~ ~~正確~~ ~~な~~ ~~こ~~ ~~と~~ ~~で~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~。~~  
ある? 色々 ~~検討~~ ~~の~~ ~~上~~ ~~に~~ ~~か~~ ~~ら~~ ~~な~~ ~~い~~ ~~。~~  
LTC 等 ~~に~~ ~~関~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~思~~ ~~っ~~ ~~て~~ ~~い~~ ~~る~~ ~~。~~

22

~~国会~~ ~~が~~ ~~三~~ ~~年~~ ~~内~~ ~~に~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ね~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~  
米側は ~~先~~ ~~に~~ ~~合~~ ~~意~~ ~~す~~ ~~べ~~ ~~し~~ ~~。~~  
~~三~~ ~~年~~ ~~内~~ ~~に~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ね~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~  
と ~~い~~ ~~う~~ ~~簡~~ ~~便~~ ~~な~~ ~~出~~ ~~場~~ ~~合~~ ~~に~~ ~~は~~ ~~。~~ in the light of  
these discussions or these discussions  
は。西三年内に ~~時期~~ ~~は~~ ~~二~~ ~~三~~ ~~年~~ ~~内~~ ~~に~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ね~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~  
入 ~~ら~~ ~~ね~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~ ~~と~~ ~~い~~ ~~う~~ ~~趣~~ ~~旨~~ ~~は~~ ~~あ~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~  
万 ~~一~~ ~~三~~ ~~年~~ ~~内~~ ~~に~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ね~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~ ~~と~~ ~~い~~ ~~う~~ ~~趣~~ ~~旨~~ ~~は~~ ~~あ~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~  
11。  
(大使) 大臣の ~~発表~~ ~~が~~ ~~正確~~ ~~な~~ ~~こ~~ ~~と~~ ~~で~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~。~~ these discussions  
~~は~~ ~~正~~ ~~確~~ ~~な~~ ~~こ~~ ~~と~~ ~~で~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~。~~ ~~本~~ ~~金~~ ~~保~~ ~~障~~ ~~の~~ ~~問~~ ~~題~~ ~~も~~ ~~合~~ ~~意~~ ~~す~~ ~~べ~~ ~~し~~ ~~。~~  
~~こ~~ ~~の~~ ~~上~~ ~~で~~ ~~は~~ ~~。~~ ~~予~~ ~~想~~ ~~は~~ ~~正~~ ~~確~~ ~~な~~ ~~こ~~ ~~と~~ ~~で~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~。~~  
二 ~~三~~ ~~年~~ ~~内~~ ~~に~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ね~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~ ~~と~~ ~~い~~ ~~う~~ ~~趣~~ ~~旨~~ ~~は~~ ~~あ~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~  
22。 ~~私~~ ~~は~~ ~~、~~ ~~共~~ ~~同~~ ~~の~~ ~~案~~ ~~に~~ ~~時~~ ~~期~~ ~~を~~ ~~入~~ ~~れ~~ ~~ら~~ ~~ね~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~。~~  
る ~~こ~~ ~~と~~ ~~を~~ ~~は~~ ~~反~~ ~~対~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~い~~ ~~う~~ ~~。~~  
中 ~~立~~ ~~の~~ ~~返~~ ~~還~~ ~~の~~ ~~時~~ ~~期~~ ~~の~~ ~~問~~ ~~題~~ ~~は~~ ~~、~~ ~~日~~ ~~米~~ ~~西~~



国内の問題と云ふ事は、日本側の問題  
ある。もし、日本が沖伝に米軍の効率的  
な基地を残す条件を交渉すれば、沖伝運送の  
若干の時間的余裕が問題となる。

(大臣) 戦術の変化と云ふことは考慮之中である。

(大使) 戦術の変化が、~~沖伝の運送~~  
「二、三ヶ月間」に及ぶ

~~何れも~~の影響を及ぼすことを期待するに  
は疑いなく。(Don't <sup>use</sup> you hope or  
it expect that)

(大臣) 大使は、この問題の両方の日本側の  
事情をよく御承知と思ふ。

米軍停泊の問題については、世論を考慮  
して、若干の時間的余裕がある。指すところ

少し時間をかけて、米軍停泊に両方の  
議論をしてから、と思つておられるか。

はし。  
(大使) 日本側の事情はよく判り、~~その~~ (TのD)

も、~~その~~ <sup>その</sup> ~~中~~ <sup>中</sup> ~~に~~ <sup>に</sup> ~~米軍~~ <sup>米軍</sup> ~~の~~ <sup>の</sup> ~~運送~~ <sup>運送</sup> ~~の~~ <sup>の</sup> ~~時間~~ <sup>時間</sup> ~~的~~ <sup>的</sup> ~~余裕~~ <sup>余裕</sup> ~~が~~ <sup>が</sup> ~~問題~~ <sup>問題</sup> ~~となる~~ <sup>となる</sup>。  
米軍の帰還は、~~その~~ <sup>その</sup> ~~中~~ <sup>中</sup> ~~に~~ <sup>に</sup> ~~米軍~~ <sup>米軍</sup> ~~の~~ <sup>の</sup> ~~運送~~ <sup>運送</sup> ~~の~~ <sup>の</sup> ~~時間~~ <sup>時間</sup> ~~的~~ <sup>的</sup> ~~余裕~~ <sup>余裕</sup> ~~が~~ <sup>が</sup> ~~問題~~ <sup>問題</sup> ~~となる~~ <sup>となる</sup>。  
L. H. ... 1977



極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

67年12月1日19時36分 ワシントン 発 米北  
 67年12月2日10時26分 本省 着

外務大臣殿 下田(大) 臨時代理大使 総領事 代理

おきなわ問題に関する米側反応(内話)

第3470号 暗

国防省東ア担当次官補代理R、ステツドマンが30日チバに述べた点次の通りの趣。

1. サトウ総理訪米の際米側としてはコミユニケの線がギリギリで、あれ以上には譲歩できなかつたと思う。特に事前議会議長と協議した際おきなわ返かんという考え自体についての感情的反ばつが意外に強く、一きよきをきつした次第である。政府部内についても国務省と自防省の文官がおきなわ返かんにつき具体的なコミットメントはしないという線で固めていたため話しがまとまつたようなものである。

2. 訪米終了後おきなわ問題についての国防省あての投書および選挙民の議員あての手紙で当該議員から回付されて来るものが予心を越えて激増しているのはおどろいた。これらを通じて受ける印象は「施政権返かんは即ち基地放棄なり」との誤った考えが思つたより広く行渡り。その結果として返かん反対気分が案外あることで今後米國政府としても世論教育が急務であると考えている。

外務省

- 大政事外外官
- 務務 房
- 次次 房
- 臣官官審審長
- 儀人計会領審
- 文電領旅
- 國参領
- 長 給厚
- ア 東
- 長 中西
- 北 参
- 長 北
- 中 参
- 長 中住
- 欧 参
- 長 西東
- 近 近
- 長 ア
- 経 次南国米ア
- 長 参 調 歌
- 統ヲ
- 近
- 長 一通ス
- 経 参 経 磨 磨
- 協 政 技 磨 磨
- 長 国 磨 磨
- 参 参
- 長 参 規
- 国 参 軍 社 専
- 長 政 経 科
- 参 参
- 長 道 外
- 文 文
- 長 二

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. (当方の質問に答え)、マクナマラ国防長官の進退がおきなわ問題に及ぼす影響はやはり後任者およびその人事政策いかに左右されていると思う。同じような傾向の人物ならばさほど変化はあるまいが、行き方の大きく違う人物となつたらウオッキー次官補以下国際安全保障局の幹部を大はばに入れかえることはあり得ることである。(わらいながら)ハルペリン企画部長や自分など入れかえの対象になることはじゆう分考えられる。(当方より、しかしおきなわ返かんについて米政府内に一種のコンセンサスがあり、人事異動にそう左右されないのではないかと述べたところ、もちろん米國のナショナルインタレストについてそうけいけいに方針が変ることはない。ただしコンセンサスと言われるとただ今は上記1.のごときものであることにご注意願いたい。

(7)

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大政(外)官  
務房  
次官  
長官  
審長

係人計合領  
文(復)旅  
國(参)資  
長(調)給厚

ア(東)  
提(中)西  
北(保)  
中(南)  
長(中)住  
政(英)  
長(東)  
近(近)  
ア(ア)  
経(次)商(米)ア  
参(調)統(欧)  
長(近)  
経(参)経(賠)賠  
協(政)技(賠)債  
長(国)贈  
参(協)  
長(条)規  
国(参)軍(社)専  
長(政)経(科)  
備(参)内  
長(道)外  
文(文)  
長(二)

67年12月4日21時20分 ワシントン 発  
67年12月5日11時59分 本省 着

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (国防省員内話)

第3499号 暗 (特秘)

国防省ハルペリン政策企画部長は4日私見なりと前置きの  
上、次の如くチバに述べた趣。御参考まで。

1. 今後の取り進め方について、

(1) 1968年に入つたら大統領選挙までは日米間で  
実質的な話しは殆ど出来ず時々外交ルートで協議しては  
REPUT APPEARANCESする外ないと思う。  
ただし選挙が終つたらなるべく早く日本側より復帰に関  
する具体案(日程も含む)を提出して欲しい。それをもと  
にしてどんどん話しを進め、出来れば1969年中に合意  
に達し、1972年には復帰実現まで持つて行きたい。日  
米リウレウレ問委員会には余りCURRENT AFF  
AIRSにエネルギーをさかず、復帰に備えて今からゆん  
密な研究をやらせたいと思う。(当方より例えばたいほ権  
の問題など現地に関心の深い事項をほつとくのかと質した  
ところ)正にこれなど米側の感情をしげきする類いのもの  
で、し問委のエネルギーをすい取つてしまうおそれがある。

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

(2) 自分は1969年9月には学界にもどる希望で、そ  
れまでにオキナワ問題のメドをつけておきたい。マクナマ  
ラ国防長官の後任は、おそらくニッツニ次官がしよう格し  
次官はブラウン空軍長官となろう。従つて自分を含め現在  
の国際安全保障局の幹部の入れかえはないと予想している。

2. 日米共同声明について、  
自分はこの頃ごろオキナワ復帰についてらつ観的に過ぎる  
考えをいっていたと反省している。特に大統領選挙前に  
大きなコミットメントは出来ないというラスク長官の考え  
(当方の質問に対し長官が大統領や事務当局にいわれる  
までもなく自分で考えついたものであるとふえん)を予測  
出来なかつたのは残念であつたが、議会方面でオキナワ問  
題につき誤解が多いことが判明した現在、やつぱりコミ  
ニケの線におちついてよかつたと思ひ、強いていえば返か  
ん時期について日本側から、より具体的なワーディングの  
案が約1ヶ月位早く出ていたら日本国内的にOPTIOA  
ILLYに満足出来る様な表現を米政府部内にのませることが  
出来たかも知れないが、もちろん確言は出来ない。  
なお同人の立場もあり、本電取扱いに特に御注意ありたい。

(3)

外務省

米  
長

米  
長

米  
長

米  
長

米  
長

極  
秘

米土使と衆議の件 (沖繩)

43.11.12 米局長

11日他用を以て在米米土使と衆議の件、沖  
縄問題につき取次と云ふ毎日の如き。

本庄一主席公選は聖憲候補、当選確実の如  
くありしが、今後沖縄の事情は去つた如  
き。

大使一公選は旧来、他の要求であり、その結果が  
どうなるか取次方不明。尤も立憲院に聖  
憲が新する事案の是非は「同じ」ことあり

から米國に於つても同じことあり。

本庄一「継続陽気」は其の行方不明なり。

昨年の選挙の「西三洋」の案もあり、沖縄の事情が  
故に去つたことあり、更に此年迄

半の院選に米土使の可能性を考へれば、いつか  
も訪つては置ける。新内閣の成立の時期

であるか、私見の上では、有事に於ける核の  
使用、既経議案再議の国会の自決使用、と云ふ事

なるとして、話を始めるしかないと思ふが、其れで  
新内閣の成立が早くなるか、どうか分らない。

右に於ける大使の私見あり。

大使一公選の席の如く、ことにはなるとあり。又  
假にその如くこととなつたとしても、之をどうい

う文章がまとめるか大問題である。

自分の見るところでは、米土使が今の様  
な状況である限り、米土使が沖縄問題に決着する  
ことには程々困難である。尤も沖縄選出を

米國內で説得するたゞは、旧来の防衛努力に  
外務省

付添たる材料が是れ毎々ある。單に防衛  
姿勢と云ふことではなく、現実に沖縄自衛の防衛  
在日軍が引退するのと云ふことを行つた  
意圖に視得出来ないのである。大學生の協会  
は親会的には同じ問題があつたが、沖縄に  
つては、大學生の協会とは規模の異なる問題  
である。防衛を何卒かの準備を始めてい  
たらうか。  
本館—沖縄自衛の防衛と云ふことは、在沖米軍の  
規模と役割のうちには、考慮した格好である  
が、その旨は御指摘のとおりである。防衛を以  
て紙上の研究はあつても、現実問題の内情を以  
て採りに行つていゝることはない。  
土庫—昨、御覧の如く、是等の問題を以て考へて

であると思ふ。  
新路線下には、自衛が宿願であるの前提で申上  
げられ、新内閣閣議決定等と、防衛と意圖を  
交換した上、又月には一時停止し、爾後、  
先づ、御覧の如く、秋の復讐防米及び之に先  
立つ外務大臣防米、を打合せたいと思つて  
います。  
先づ米隊會 Armed Services Committee の古来の  
事務局の者が来つて、御覧の如く、沖縄を区畫して在  
沖基地を確保するにせむ協会、70年後は  
1年の予定で、沖縄から土庫が行つたが、  
たしなむと云ふのは、不確実であるから、  
之を意見をとり、御覧のとおり、御覧の如く、  
是れを御覧の問題を考へたいと思つたが、



本誌一先日一新聞記者より同様の質問を受け、白紙は安海軍の基礎工事のため半圓は

平和條約上の権利に基いて片側に記されている、と云ふような状態は考へられず、と云

ふしかい、國程 Armed Services Committee は  
と云程両軍に付す事なり。

次下中  
 西野三郎  
 半平下  
 北村海堂  
 楠三郎  
 榎

榎

11.13 総理 ~~閣議~~ の件  
 43.11.13 稲長

11月13日 総理 ~~閣議~~ の際 (次元・  
 稲長 他 内閣部長出席)、米大統領選挙

沖縄選挙区選挙区に別枠に於て  
 選挙区に、選挙の二大主要党の

1. 米新政権は米国の世界政策  
 は変わらない、と米側に言及する

あるが、その米側の下に米国の大國として  
 の責任を引継ぎ果敢として

受け止めるべきである。

2. 右の見地からして、アジヤに於て、  
 米台博 ~~博~~ 比云う見方、考案を以て  
 かを上(解決)に於て必要あるべし。

3. 貿易、資本の自由化など、日米と  
 大いにやり合ひはなすなり。同時に

米氏の修に、米國は日米の8倍の  
 面積と云う事実も考慮すべきである。

4. 日米は日米の懸念として行くべき道  
 がある。例として、中米問題など、

四圍の情勢がどうなると、日米の行く  
 べき道というものは、米側で決まる。

5. 沖縄で時局が膠着するのは、  
 あるが、陸軍で解決すべきである。

施政権移譲問題を念頭に、今後の問題  
 を何として解決すべきかと云う

懸念は、どうなるに於て問題はない、  
 何れも陸軍に於て解決すべきであるか、

をこの中に持つことには必要である。

6. 通関手は単独用紙の時期に来ている  
と云うこともこの通りである。米国の場合は4

年毎に大規模な変更あり、而して毎半年は  
知照報告を云うことであるが、~~今年~~

「通関手大規模な変更は必要ない」と  
云うことがこの中に示されている。早く

必要あり。

Joint Communiqué  
between President Lyndon B. Johnson and  
Prime Minister Eisaku Sato of Japan  
following talks in Washington  
November 14 and 15, 1967

I

President Johnson and Prime Minister Sato met in Washington on November 14 and 15, 1967, to exchange views on the present international situation and on other matters of mutual interest to the United States and Japan.

II

The President and the Prime Minister declared that the United States and Japan, guided by common democratic principles of individual dignity and personal freedom, will continue to cooperate closely with each other in efforts to bring about world peace and prosperity. They took note of the importance of reinforcing the authority and role of the United Nations as a peace-keeping organization, of promoting arms control and a reduction of the arms race, including the early conclusion of a Non-Proliferation Treaty, as well as of rendering effective assistance to the developing countries, particularly those in Southeast Asia.

III

The President and the Prime Minister exchanged frank views on the recent international situation, with particular emphasis on developments in the Far East. They noted the fact that Communist China is developing its nuclear arsenal and agreed on the importance of creating conditions wherein Asian nations would not be susceptible to threats from Communist China. The President and the Prime Minister also agreed that, while it is difficult to predict at present what external posture Communist China may eventually assume, it is essential for the Free World countries to continue to cooperate among themselves to promote political stability and economic prosperity in the area. Looking toward an enduring peace in Asia, they further expressed the hope that Communist China would ultimately cast aside its present intransigent attitude and seek to live in peace and prosper alongside other nations in the international community.

- 2 -

IV

The President reaffirmed the continuing United States determination to assist the South Vietnamese people in the defense of their freedom and independence. At the same time, he made it clear that he was prepared to enter into negotiations at any time to find a just and lasting solution to the conflict. The Prime Minister expressed support for the United States position of seeking a just and equitable settlement and reaffirmed Japan's determination to do all it can in the search for peace. He also expressed the view that reciprocal action should be expected of Hanoi for a cessation of the bombing of North Vietnam. The Prime Minister noted that he had found widespread support during his Southeast Asia trips for Free World efforts to cope with communist intervention and infiltration. The President and the Prime Minister agreed that it is important that the new government in South Vietnam continue its progress toward stable democratic institutions and the social and economic betterment of its people.

V

The President and the Prime Minister exchanged views frankly on the matter of security in the Far East including Japan. They declared it to be the fundamental policy of both countries to maintain firmly the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan in order to ensure the security of Japan and the peace and security of the Far East. The President and the Prime Minister recognized that maintenance of peace and security rests not only upon military factors, but also upon political stability and economic development. The Prime Minister stated that Japan is prepared to make a positive contribution to the peace and stability of Asia in accordance with its capabilities. The President stated that such efforts on the part of Japan would be a highly valued contribution.

VI

Referring to his recent visits to the Southeast Asian countries, the Prime Minister explained the efforts these nations are making in a spirit of self-help toward achievement of greater welfare and prosperity for their peoples, but noted their continued need for



assistance in their efforts. The Prime Minister stated that it is the intention of the Government of Japan, in meeting this need, to continue its efforts to provide more effective bilateral and multilateral assistance to the Southeast Asian region particularly in the fields of agriculture, fisheries, transportation and communication, by increasing the amount of assistance and liberalizing its conditions. The Prime Minister described the encouraging trends which he had observed particularly in Southeast Asia toward greater regional cooperation and he cited the promising prospects for the Asian Development Bank and its special funds. He further stated that it is the intention of the Government of Japan to make greater use of these institutions by assisting in further expanding their operations. Recognizing the need to strengthen economic assistance to the developing areas, particularly to the Southeast Asian countries, the President and the Prime Minister agreed to maintain closer consultation with each other in this field.

#### VII

The President and the Prime Minister frankly discussed the Ryukyu and the Bonin Islands. The Prime Minister emphasized the strong desire of the Government and people of Japan for the return of administrative rights over the Ryukyu Islands to Japan and expressed his belief that an adequate solution should promptly be sought on the basis of mutual understanding and trust between the governments and peoples of the two countries. He further emphasized that an agreement should be reached between the two governments within a few years on a date satisfactory to them for the reversion of these islands. The President stated that he fully understands the desire of the Japanese people for the reversion of these islands. At the same time, the President and the Prime Minister recognized that the United States military bases on these islands continue to play a vital role in assuring the security of Japan and other free nations in the Far East.

As a result of their discussion, the President and the Prime Minister agreed that the two governments should keep under joint and continuous review the status of the Ryukyu Islands, guided by the aim of returning administrative rights over these islands to Japan and in the light of these discussions.

The President and the Prime Minister further agreed that, with a view toward minimizing the stresses which will arise at such time as administrative rights are restored to Japan, measures should be taken to identify further the Ryukyuan people and their institutions with Japan proper and to promote the economic and social welfare of the Ryukyuan residents. To this end, they agreed to establish in Naha an advisory committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands. The Governments of Japan and the United States of America and the Government of the Ryukyu Islands will each provide a representative and appropriate staff to the committee. The committee will be expected to develop recommendations which should lead to substantial movement toward removing the remaining economic and social barriers between the Ryukyu Islands and Japan proper. The existing United States-Japan Consultative Committee in Tokyo will be kept informed by the High Commissioner of the progress of the work of the advisory committee. It was also agreed that the functions of the Japanese Government Liaison Office would be expanded as necessary to permit consultations with the High Commissioner and the United States Civil Administration on matters of mutual interest.

The President and the Prime Minister also reviewed the status of the Bonin Islands and agreed that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of administration of these islands to Japan. They therefore agreed that the two governments will enter immediately into consultations regarding the specific arrangements for accomplishing the early restoration of these islands to Japan without detriment to the security of the area. These consultations will take into account the intention of the Government of Japan, expressed by the Prime Minister, gradually to assume much of the responsibility for defense of the area. The President and the Prime Minister agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan such military facilities and areas in the Bonin Islands as required in the mutual security of both countries.

The Prime Minister stated that the return of the administrative rights over the Bonin Islands would not only contribute to solidifying the ties of friendship between the two countries but would also

help to reinforce the conviction of the Japanese people that the return of the administrative rights over the Ryukyu Islands will also be solved within the framework of mutual trust between the two countries.

VIII

The President and the Prime Minister exchanged views on trade and economic policies following the successful conclusion of the Kennedy Round negotiations. They considered that a continued expansion of world trade would be in the best interests of both countries and pledged continued close cooperation in pursuit of this objective. They reaffirmed their support for policies which would lead to a freer flow of trade and further liberalization of other international transactions. They agreed that their two governments should continue to consult closely regarding trade and economic problems between the two countries with a view to finding mutually satisfactory solutions. They noted that early restoration of balance in each of the two countries worldwide international payments was of basic concern to both and agreed to assist each other toward this end. In this regard, and with a view to making possible the continuation and expansion of mutually beneficial trade and financial relationships between the two countries and promoting the development and stability of the Asia-Pacific area, they agreed to enhance the usefulness of the Joint United States-Japan Committee on Trade and Economic Affairs by establishing at an early date a subcommittee. This subcommittee will be a forum for consultation on economic and financial matters of importance to both countries, including the short and longer-range balance of payments problems of the two countries.

IX

The President and the Prime Minister expressed their satisfaction with the active and expanding scientific cooperation between Japan and the United States. They especially recognized the contributions made by the United States-Japan Cooperative Medical Science Program which was established as a result of their last meeting in January 1965, and the continuing achievements of the United States-Japan Committee on Scientific Cooperation.

The President and the Prime Minister discussed the peaceful exploration and use of outer space, and noted with satisfaction the recent entry into force of the Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, Including the Moon and Other Celestial Bodies, a new milestone in mankind's progress towards peaceful uses of outer space. They reviewed space cooperation to date between the United States and Japan, and surveyed possibilities for future cooperation. They agreed that the two governments should look more closely into such possibilities, focusing on the development and launching of earth satellites for the scientific research and peaceful utilization of outer space.

The President and the Prime Minister, aware of the increasing importance of the oceans as a source of food for the world's growing population and as a source of minerals, have agreed to seek ways of greatly expanding United States-Japan cooperation in research and in development of technology for the utilization of marine resources through the United States-Japan Conference on Development and Utilization of Natural Resources. For this purpose they have agreed that as part of the United States-Japan Natural Resources Program, there should be prepared a report and recommendations to the two governments looking to cooperation between the two countries in this field.

The President and the Prime Minister recognized that the promotion of peaceful uses of atomic energy has immense possibility of furthering the welfare of mankind and noted with satisfaction that there exists a close cooperative relationship between the two countries in this field. In this connection, the two leaders expressed satisfaction with the smooth progress of the current negotiations to conclude a new agreement for cooperation in this field. The Prime Minister welcomed in particular the intention of the United States Government to increase the supply of such nuclear fuel as U235 and plutonium to Japan.

X

The President and the Prime Minister were satisfied with their second meeting which was extremely useful and expressed their desire that close personal contact continue in the future.

佐藤総理大臣とジョンソン大統領との間の  
共同声明（仮訳）

一九六七年十一月十五日  
ワシントン

- 一 佐藤総理大臣とジョンソン大統領は十一月十四日および十五日の両日ワシントンにおいて会談し、現下の国際情勢および日米両国が共通の関心を有する諸問題に関し意見を交換した。
- 二 総理大臣と大統領は、日米両国がともに個人の尊厳と自由という民主主義の諸原則を指針として、世界の平和と繁栄をもたらすため、今後とも緊密に協力して行くことを明らかにした。両者は平和維持機構としての国際連合の権威と役割りを高めること、核不拡散条約の早期締結を含め、軍備の管理および軍備拡大競争の緩和を促進すること、ならびに開発途上国、特に東南アジアの開発途上国に対して効果的な援助を与えること、の重要性に留意した。

三 総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。両者は、中共が核兵器の開発を進めている事実注目し、アジア諸国が中共からの脅威に影響されないような状況を作ることが重要であることに合意した。また総理大臣と大統領は、中共が究極的にいかなる対外姿勢をとつて行くかは現在のところ予想し難いが、自由諸国としては、アジア地域の政治的安定と経済的繁栄の促進のため、引続き協力することが肝要であることに合意した。更に両者はアジアにおける持続的な平和確立の見地から中共が現在の非妥協的態度を捨てて国際社会において共存共栄を図るに至るようにとの希望を表明した。

四 大統領は、米國が南ベトナム人民の自由と独立を擁護するため、引続き援助を続ける決意であることを再確認した。同時に、大



3  
統領は紛争の正当かつ永続的な解決を見出すため、いつでも話合いに入る用意のあることを明らかにした。総理大臣は、紛争の正当かつ公正な解決を求めるといふ米国の立場に対する支持を表明するとともに、できる限り平和探求に努力するとの日本の決意を再確認した。総理大臣は、また、北爆の停止にはハノイによるそれに対応した措置が期待されるべきであるとの見解を表明した。総理大臣は、東南アジア訪問において、共産主義の干渉と浸透に対処するための自由世界の努力に対し、広範な支持のあることを見出した旨を述べた。総理大臣と大統領は、南ベトナムの新しい政府が、安定した民主的諸制度と住民の社会的、経済的な向上に向つて前進を続けることが重要であることに合意した。

4  
三 総理大臣と大統領は、日本を含む極東の安全保障の問題について、隔意なく意見を交換した。両者は、日本の安全と極東の平和と安全の確保のため、日米相互協力および安全保障条約を堅持することが両国の基本政策であることを明らかにした。総理大臣と大統領は、平和と安全の維持が、単に軍事的原因のみならず、政治的安定と経済的發展にもよるものであることを認め、総理大臣は、日本がその国力に依りてアジアの平和と安定のため、積極的に貢献する用意があると述べた。大統領は、このような日本の努力は極めて貴重な貢献をなすであろうと述べた。

六 総理大臣は、最近の東南アジア諸国訪問に言及し、これら諸国が自助の精神に立脚して自国民の福祉と繁栄の増進に努力していることを説明するとともに、このような努力に対し、引続き援助の必要があることを指摘した。総理大臣は、日本政府とし



ては、この必要に応えるため、援助量を拡大し、その条件を緩和することにより、特に農業、漁業、運輸、通信等の分野において、東南アジア地域に対し、より有効な二国間ないし多角的な援助を供与することに引続き努力する意図であることを表明した。総理大臣は、特に東南アジアにおいて地域協力の促進に向つて望ましい趨勢がみられたことを説明するとともに、アジア開発銀行とその特別基金の前途の明るいことに言及した。総理大臣は、更に日本政府としては、その運営の拡大を援助することにより、これらの機構の一層の活用を図りたい意向であることを述べた。総理大臣と大統領は、開発途上の地域、特に東南アジア諸国に対する経済援助を更に強化する必要を認め、この分野で一層緊密に協議することに合意した。

七 総理大臣と大統領は、沖縄、小笠原諸島について隔意なき討議をとげた。総理大臣は、沖縄の施政権の日本への返還に対する

日本政府および国民の強い要望を強調し、日米両国政府および両国民の相互理解と信頼の上に立つてこの問題の妥当な解決を早急に求めるべきであると信ずる旨を述べた。総理大臣は、更に両国政府がここ兩三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調した。大統領は、これら諸島の本土復帰に対する日本国民の要望は、十分認識しているところであると述べた。同時に、総理大臣と大統領は、これら諸島にある米国の軍事施設が、日本および極東の自由諸国の安全を保障するため重要な役割りを果していることを認め、討議の結果、総理大臣と大統領は、日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、かつ、以上の討議を考慮しつつ、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した。

更に総理大臣と大統領は、施政権が日本に返還されることと

なるときに起るであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的、社会的福祉を増進するための措置をとつて行くことに合意した。両者は、この目的のために、那覇に琉球列島高等弁務官の諮問委員会を設置することに合意した。日本政府および米國政府ならびに琉球政府は、この委員会に対し、各々一名の代表と適當な委員を提供する。この委員会においては、沖縄と日本本土の間に残存している経済的および社会的障壁を除去する実質的な動きをもたらすよう勧告を案出することが期待される。東京の日米諮問委員会は、諮問委員会の事業の進捗について高等弁務官から進捗を受けるものとする。更に日本政府南方連絡事務所が、高等弁務官および米國民政府と、共通の關心事項について協議しうるようにするため、その機能を必要な範囲で拡大することが合意された。

總理大臣と大統領は、小笠原諸島の地位についても検討し、日米兩國共通の安全保障上の利益はこれら諸島の施政を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに合意した。よつて両者は、これら諸島の日本への早期復帰を、この地域の安全を害うことなく達成するための具体的な取決めに關し、兩國政府が直ちに協議に入ることに合意した。この協議は、この地域の防衛の責任の多くを徐々に引受けるといふ總理大臣が表明した日本政府の意図を考慮に入れるであろう。總理大臣と大統領は、小笠原において、兩國共通の安全保障上必要な軍事施設および区域を、米國が日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力および安全保障条約に基いて保持すべきことに合意した。總理大臣は、小笠原の施政権の返還は、單に兩國の友好關係の強化に貢献するのみでなく、沖縄の施政権返還問題も兩國の相互信頼關係の枠の中で解決されるであろうとの日本國民の確信を強めることに役立つであろうと述べた。



八 総理大臣と大統領は、ケネディ・ラウンド交渉が成功裡に終了した後の貿易および経済政策について意見を交換した。両者は、世界貿易の総量拡大が両国の利益に最もかなうものであると認め、この目的のため引続き緊密に協力することを約した。両者は、貿易とその他の国際取引の一層の自由化をもたらし諸政策を支持することを再確認した。両者は、両国政府が、両国間の貿易および経済問題に関して相互に満足すべき解決策を見出すため、引続き緊密に協議すべきであることに意見の一致をみた。両者は、更に両国それぞれの国際収支の全般的な均衡を早期に回復することが両国の基本的関心事であることに注目し、この目的を達成するため、相互に支援すべきことに合意した。この点に関連し、かつ、相互に有益な貿易、金融関係を両国間に継続、拡大することを可能ならしめると共に、アジア太平洋地域の開発と安定を増進するため、両者は、早い機会に日米貿易

易経済合同委員会の小委員会を設置することにより、同委員会を活用することに意見の一致をみた。この小委員会は、両国の短期的および長期的国際収支の問題を含む両国にとって重要な経済および金融問題を協議する場となる。

九 総理大臣と大統領は、日米両国間の科学分野における協力が活発であり、かつ拡大しつつあることに満足の意を表明した。両者は、特に一九六五年一月の前回の会談の結果設立された日米医学協力計画によつてなされた貢献および科学協力に関する日米委員会が引続き業績を挙げていることを認めた。

総理大臣と大統領は、宇宙空間の平和的探査と利用を討議し、宇宙空間の平和利用に向つての人類の進歩の過程における新たな道標である月またはその他の天体を含む宇宙空間の探査と利用の際の国家活動を規制する原則に関する条約が最近発効したことに満足の意を表明した。

両者は、現在までの日米両国間の宇宙開発に関する協力を再検討し、将来の協力の可能性を検討した。両者は、両国政府が宇宙空間の科学的研究および平和利用のための衛星を開発し、打上げることを中心に、かかる協力の可能性を更に検討することに合意した。

総理大臣と大統領は、増大する世界の人口のための食糧源として、また鉱物資源として、海洋の重要性が高まりつつあることを認識して、天然資源の開発利用に関する日米会議を通じて、海洋資源の利用のための調査ならびに技術開発の分野で日米両国の協力を一層拡大する手段を求めることに意見の一致をみた。このため、日米天然資源計画の一環として、この分野における両国間の協力について両国政府に対する報告および勧告を準備すべきことに合意した。

総理大臣と大統領は、原子力平和利用の促進が人類の福祉の

増進のための無限の可能性を含むものであり、この分野において日米両国が緊密な協力関係にあることに満足の意を表明した。両者は、新日米原子力協定の締結のための交渉が順調に進捗していることをよるこび、特に総理大臣は、ウラン二三五およびプルトニウム等の核燃料の日本に対する供給を増加するとの米政府の意向に満足の意を表した。

十 総理大臣と大統領は、今回の第二回目会谈がきわめて有意義であつたことに満足し、今後とも緊密な個人的接触を続けるべきであるとの希望を表明した。



特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政(外)官  
務務房  
次次  
臣官官審審長

借人計会 領審  
文質 旅  
国参 資 營  
長調 給厚  
ア参 山東

長 総中西

北(保)

中参南

欧参英

近近

ア

次商国米ア

参(通) 近

長 締国一通ス

経 参 締 陪 借

協 政 技 陪 借

長 国 陪 借

長 参 締

長 条 規

長 参 軍 社 專

長 政 経 科

長 道 外

長 文 文

長 一 二

總番号(T.A) 43730 主管  
67年 11月 1日 21時 00分 発 北米局長  
67年 11月 2日 10時 32分 本 省 着

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

總理訪米

第3/33号 暗 特秘 至急

往電第2908号に關し

1. おきなわ問題についてのその後の動き次の通り。

イ. 29日スパークマン議員一行見送りの際飛行場で落合つた國務省スナイダー日本部長は本使の質問に対し日本側共同コミュニケ案に対する米側対案作成の作業はなにぶんおきなわのおがさわら問題はじめコミュニケの内容にふくまれる問題の多きと困難性により手間取っているが、近日中出来上る予定である旨語るとともに、三木大臣より在京米大使に手交されたおがさわらに關するペーパーはりつばな文書であり、米側にとつても極めてHELPFULなものであつたと述べた。

ロ. 3/日あるディナーで落合つたパーガー國務次官補代理は本使の質問に答え前記米側対案は起草を終りホワイトハウスへ回付された旨内話するとともに、いおう島の取あつかいが意外に困難な問題となつた旨および米側として日本側に対し長期的見地より最も強く要望される点はやはりアジアにおける日本の政治上、經濟上(財政問題をふくむ

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

)の一層大なる役割である旨述べた。

ハ. 1日サワキ公使をしてスナイダー部長に対し再応。本件米側取扱いの漁りよく振りをつねしめた結果往電第3/34号の通り。

ニ. じよ上の動きにちようし明らかな通り、米側はコミュニケの対案作成に極めてしん重な態度をとり、その内容の重要性にかんがみ対日回答に先立ち米政府首のうをもクリヤーする手続きをとりつつあり、これがわが方に対する回答遅延の主原因となり、おるものと考えられるところ。(イ)總理の当地滞在期間は短く、かつジョンソン大統領との会談も長時間をとり得ざる事態が予想せられ(往電第3/2/号)また(ロ)貴大臣とラスク長官の会談も同長官が14日午後より当地に不在となる關係上(往電第3082号参照)短時間とならざるを得ず、さらに(ハ)ジョンソン米大使も11月7、8日頃には東京出發の予定と聞きおるにつき東京における貴大臣と同大使とのご接しように割き得る時日ももはや決して多きを期待し得ざる状況となりたるについては近日中に米側回答を受だくされ、これに対する日本側意向を表明された後は接しようのぶたいを当地に移し、總理のご訪米前に当大使館と國務省の間において出来るだけ問題点をにつめる作業を継続することとされてはいかがかと存ぜられる。

これがため例えばトウゴウ北米局長にご一行敬日前に出發

2-

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

をわづらわし、同局長参加の下に本使とバンデイ次官補レベルにおいてできればコミュニケの大部分の文案作成にまでこぎ付き置き、総理および貴大臣ご着米の際は残る2、3の最重要点のみにつきご接し方を願うことといたし得る様努力をこころみることにしてはいかがかと存ぜられるのでかかる方法により本件接し方を進めることの可否につきとくとご検討をおおぎたい。

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大務外官  
務次  
官官警警長

人計会領  
文費領  
国参旅  
参官營  
長副給厚

ア(北東  
長総中西  
北参保  
米長北  
中参南  
移参中  
長参住  
欧参英  
長西東  
近参  
ア(近  
経商国米ア  
二カ  
参隔 廠  
統ア  
近  
長 道ス  
経参経賠  
協政技 賠  
長国 経  
条参加  
長条規  
国参軍社專  
長政経科  
情参内  
長道外  
文文  
一三

67年11月1日21時00分 ワシントン 発  
67年11月2日11時44分 本省 着 北米局長

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

總理訪米(三木・ジョンソン会談)

第3134号 暗 特秘 至急  
貴電第1910号に関し

日サワキが他用をもつてスナイダーと会談の際本省の訓令によるものではないと断つた上で總理訪米も近づいているのに在京ジョンソン大使は訓令の全部を未受領であることを理由に日本側提案に対して全般的な回答を三木大臣に対して行なっていない点を指摘し、米側訓令の発出見込みをたづねたのに対し、スは次の通り述べた。なんらご参考まで。

1) 事務当局としては全力をつくしているが、なにぶん問題が重要であり、上層部の人々も一人一人が意見を交換してからでないとい決裁を与えてくれない状況であるため訓令発出が遅延しているものであるが、明日または明後日中には全部の点についての訓令がジョンソン大使のもとにとどく予定である。

2) ジョンソン大使には個々の問題点について逐一訓令がとどいているが、同大使としても全体の訓令を見てから三木大臣に話すつもりらしく、ワシントンからは訓令ずみの点も東京の会談には出しにくいものもあるようである。

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3) (当方の質問に対し) 米側としては共同コミュニケのドラフトの形で対案を出すことを考えており、日本側の事情も承知しているので日米双方がのみやすいような用語の選定に最も苦労した次第である。

(3)

-2-

CONFIDENTIAL

DRAFT COMMUNIQUE

1. President Johnson and Prime Minister Sato met in Washington on November 14 and 15, 1967, to exchange views on the present international situation and on other matters of mutual interest to the United States and Japan.
2. The President and the Prime Minister declared that the United States and Japan, guided by common democratic principles of individual dignity and personal freedom, will continue to cooperate closely with each other in efforts to bring about world peace and prosperity. They took note of the importance of reinforcing the authority and role of the United Nations as a peace-keeping organization, of promoting arms control and a reduction of the arms race, including the early conclusion of a Non-Proliferation Treaty, as well as of rendering effective assistance to the developing countries, particularly those in Southeast Asia.
3. The President and the Prime Minister exchanged frank views on the recent international situation, with particular emphasis on developments in the Far East. They noted the fact that Communist China is developing its nuclear arsenal despite the current confusion and turmoil in that country. They agreed on the importance of enhancing the capabilities of Asian nations to resist direct and indirect pressures from Communist China. The Prime Minister and the President also agreed that, while it is difficult to predict at present what external posture Communist China may eventually assume, it is essential for the Free World countries to

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

2

continue to cooperate among themselves to promote political stability and economic prosperity in the area. Looking toward an enduring peace in Asia, they further expressed the hope that Communist China would ultimately cast aside its present intransigent attitude and seek to live in peace and prosper alongside other nations in the international community. The President and the Prime Minister, recognizing the usefulness of consultations between the two governments on the question of [Communist] China, agreed to continue close exchanges with each other on this subject.

4. The President reaffirmed the continuing U. S. determination to assist the South Vietnamese people in the defense of their freedom and independence. At the same time, he made it clear that he was prepared to enter into negotiations at any time to find a just and lasting solution to the conflict. The Prime Minister expressed support for U. S. efforts to bring about a just and equitable settlement and reaffirmed Japan's determination to do all it can in the search for peace. The Prime Minister noted he had found widespread support during his Southeast Asian trips for Free World efforts to resist Communist aggression in Vietnam. The Prime Minister expressed the view that any cessation of the bombing should be accompanied by reciprocal action on the part of Hanoi. The President and the Prime Minister agreed that it is important that the new government in South Vietnam continue its progress toward stable democratic institutions and the social and economic betterment of its people.

CONFIDENTIAL



CONFIDENTIAL

3

5. The Prime Minister emphasized the importance of economic development. Referring to his recent visits to the Southeast Asian countries, he explained the efforts these nations are making in a spirit of self-help toward achievement of greater welfare and prosperity for their peoples, but noted their continued need for assistance in their efforts. The Prime Minister described the encouraging trends which he had observed particularly in Southeast Asia toward greater regional cooperation and he cited the promising prospects for the Asian Development Bank and its special funds. Recognizing the need to strengthen economic assistance to the developing areas, particularly to the Southeast Asian countries, the President and the Prime Minister agreed to maintain closer consultation with each other in this field. (\*\*\*\*\*)

6. The President and the Prime Minister exchanged views frankly on the matter of security in the Far East including Japan. They declared it to be the fundamental policy of both countries to maintain firmly the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan in order to ensure the security of Japan and the peace and security of the Far East. The President and the Prime Minister recognized that maintenance of peace and security rests not only upon military factors, but also upon political stability and economic development. The Prime Minister stated that Japan is prepared to make a positive contribution to the peace and stability of Asia in accordance with its capabilities. The President stated that such efforts on the part of Japan would be a highly valued contribution to peace and stability in Asia.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

4

7. The President and the Prime Minister gave careful consideration to the status of the Ryukyu Islands and the Bonin Islands in the light of the security situation now pertaining in East Asia and the mutual interests of their countries in strengthening the security of this region. They recognized that the U. S. military bases in the Ryukyus continue to play a vital role in assuring the security of Japan and other free nations of the region.

The President and the Prime Minister also reviewed the status of the Bonin Islands and agreed that the mutual security interests of Japan and the U. S. could be accommodated within the arrangements for the return of administration of these islands to the GOJ. They therefore agreed that the two governments will enter immediately into consultations regarding the specific arrangements for accomplishing the early restoration of these islands to Japan without detriment to the security of the area.

[These consultations will take into account the intention of the Japanese Government, expressed by the Prime Minister, gradually to assume much of the responsibility for defense of the area. The President and the Prime Minister agreed that the United States would retain such military facilities and areas in the Bonin Islands as required in the mutual security of both countries.]

The Prime Minister stated that the return of the administrative rights over the Bonin Islands would not only contribute to solidifying the ties of friendship between the two countries but would also help to reinforce the

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

5

conviction of the Japanese people that the return of the administrative rights over the Ryukyu Islands will also be solved within the framework of mutual trust between the two countries.

The President and the Prime Minister further recognized the understandable desire of the Ryukyuan people and the people of Japan to be reunited. Accordingly, they agreed that the two governments should jointly review periodically the status of these islands in the light of this desire and of the mutual interest of both countries in maintaining and strengthening the security of the East Asian region. Looking forward to the day when restoration to Japan of administrative control over the Ryukyu Islands is considered to be in the mutual security interests of both their countries, the two leaders agreed that measures should be taken to identify further the Ryukyuan people and their institutions with Japan and to promote the economic and social welfare of the Ryukyuan people. To this end, the President and the Prime Minister agreed to establish in Naha an advisory committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands. The Governments of Japan and the United States of America and the Government of the Ryukyu Islands will each provide a representative and appropriate staff to the committee. The committee will be expected to develop recommendations which should lead to substantial movement toward removing the remaining economic and social barriers between Okinawa and Japan and toward minimizing the stresses

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

6

which will arise at such time as administrative rights are restored to Japan. It was agreed that the functions of the Japanese Government Liaison Office would be expanded as necessary to permit consultations with the High Commissioner and the United States Civil Administration on matters of mutual interest.

8. The President and the Prime Minister exchanged views on trade and economic policies following the successful conclusion of the Kennedy Round negotiations. They considered that a continued expansion of world trade would be in the best interests of both countries and pledged continued close cooperation in pursuit of this objective. They reaffirmed their support for policies which would lead to a freer flow of trade and further liberalization of other international transactions. They agreed that their two governments should continue to consult closely regarding trade and economic problems between the two countries with a view to finding mutually satisfactory solutions. They noted that early restoration of balance in each of the two countries' world-wide international payments was of basic concern to both and agreed to assist each other toward this end. [In this regard,] and with a view to making possible the continuation and expansion of mutually beneficial trade and financial relationships between our countries and promoting the development and security of the Asia-Pacific area, they agreed to enhance the usefulness of the Joint United States-Japan Committee on Trade and Economic Affairs by convening

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

at an early date the first meeting of a special sub-committee. This sub-committee would be a forum for consultation on short and longer-range balance of payments matters of importance to both countries.

9. The President and the Prime Minister expressed their satisfaction with the active and expanding scientific cooperation between Japan and the United States. They especially recognized the contributions made by the United States-Japan Cooperative Medical Science Program which was established as a result of their last meeting in January 1965, and the continuing achievements of the United States-Japan Committee on Scientific Cooperation.

The President and the Prime Minister discussed the peaceful exploration and use of outer space, and noted with satisfaction the recent entry into force of the Outer Space Treaty, a new milestone in mankind's progress towards peaceful uses of outer space. They reviewed United States-Japanese space cooperation to date, and surveyed possibilities for future cooperation. They agreed to appoint representatives to look more closely into such possibilities, focusing on the development and launching of earth satellites for the peaceful utilization of outer space.

The President and the Prime Minister, aware of the increasing importance of the oceans as a source of food for the world's growing population and as a source of minerals, have agreed to seek ways of greatly expanding United States-Japan cooperation in research and in

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

8

development of technology for the utilization of marine resources. For this purpose they have agreed that as part of the United States-Japan Natural Resources Program, there should be prepared a report and recommendations to the two governments looking to cooperation between the two countries in such areas as aquiculture, further development of man's viability under the sea, technology for control of oil pollution in the sea, and improved typhoon and research in Tsunami wave height prediction.

CONFIDENTIAL

極 秘  
無 期 限  
5 部 内  
/ 号

日 米 共 同 声 明  
( 米 国 政 府 案 仮 訳 )

4 2 / 1 . 6  
外 務 省

1. 佐藤総理大臣とジョンソン大統領は、11月14日及び15日の両日ワシントンにおいて会談し、現下の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する事項に関し、意見を交換した。
2. 総理大臣と大統領は、ともに個人の尊厳と自由という民主主義の諸原則を指針とする日米両国が、世界の平和と安定をもたらすため今後とも緊密に協力していくことを明らかにした。両者は、平和維持機構としての国際連合の権威と役割りを高めること、核不拡散条約の早期締結を含め、軍備の管理及び軍備核大競争の緩和を促進すること、ならびに、開発途上国特に東南アジアの開発途上国に対して効果的な援助を与えること、の重要性に留意した。

3. 総理大臣と大統領は、最近の国際情勢特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。両者は、中共が現在の国内における混乱と騒動にかかわらず、核開発を進めている事実注目し、アジア諸国が中共からの直接の圧力に抵抗しうる能力を強化することが重要であることに合意した。また、総理大臣と大統領は、中共が究極的にいかなる対外姿勢をとつていくかは現在のところ予想し難いが、自由世界としては、アジア地域の政治的安定と経済的繁栄の促進のため引き続き協力することが肝要であることに合意した。さらに、両者は、アジアにおける長期的平和を希求して、中共が現在の非妥協的態度を捨て国際社会において共存共栄を図るに至るよりの希望を表明した。総理大臣と大統領は、中共問題に関する両国政府間の協議が有用であることを認め、今後とも引き続き密接な接触を行なうことに合意した。



4 大統領は、米国が南ヴェトナム人民の自由と独立の擁護のため、引き続き援助を続ける決意であることを再確認した。同時に、大統領は紛争の公正かつ永続的な解決を見出すため、いつでも話し合いに入る用意のあることを明らかにした。総理大臣は、紛争の正当かつ公正な解決をもたらすための米国の努力に対する支持を表明するとともに、できる限りの平和探究の努力をすとの日本政府の決意を再確認した。総理大臣は、東南アジアの旅行において、ヴェトナムにおける共産主義の侵略に対抗するための自由世界の努力に対し、広範な支持のあることを見出した旨を述べた。

総理大臣は、北爆の停止はハノイによるそれに対応した措置に必ず伴われねばならないとの見解を表明した。総理大臣と大統領は、南ヴェトナムの新しい政府が、安定した民主的諸制度と住民の社会的、経済的な向上に向つて前進を続けることが重要であることと

合意した。

5 総理大臣は、経済開発の重要性を強調した。

総理大臣は、最近の東南アジア諸国訪問に言及し、これら諸国が自助の精神に立脚して自国民の福祉と繁栄の増進に努力していることを説明するとともに、これらの努力に対し、引き続き援助の必要があることを指摘した。

総理大臣は、特に東南アジアにおいて地域協力の促進に向つて望ましい趨勢が見られたことを説明するとともに、アジア開発銀行とその特別基金に将来性のあることを述べた。総理大臣と大統領は、開発途上の地域、特に東南アジア諸国に対する経済援助をさらに強化する必要を認め、この分野で、一層緊密に協議することに合意した。

(日本側発言)

6. 総理大臣と大統領は、日本を含む極東の安全保障の問題について隔意なく意見を交換した。両者は、日本の安全と極東の平和と安全の確保のため日米相互協力及び安全保障条約を堅持することが、両国の基本政策であることを宣言した。総理大臣と大統領は、平和と安全の維持が、単に軍事的要因のみならず、政治的安定と経済発展にもよるものであることを認めた。総理大臣は、日本がその国力に応じてアジアの平和と安定のため積極的に貢献する用意があることを述べた。大統領は、かかる日本の努力は、アジアの平和と安定のため高く評価すべき貢献をなすであろうと述べた。

7. 総理大臣と大統領は、東アジアにおける安全保障の現状及びこの地域の安全保障を強化することについての両国の共通の利益に照らして、沖縄及び小笠原の地位を注意深く考慮した。両者は、沖縄における米国の軍事基地が、日本及びこの地域の他の自由諸国の安全を確保する上に死活的役割りを果し続けていることを認めた。

総理大臣と大統領は、また小笠原の地位を検討し、日米両国共通の安全保障上の利益は、これら諸島の施政権を日本政府に返還するための取極の範囲内において、満たしうることに合意した。それ故、両者は、この地域の安全を害することなく、これら諸島の日本への早期復帰を達成するための詳細を取極に関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。これらの協議は、この地域の防衛に関する責任の多くを徐々に負うとの総理大臣が表明した日本政府の意図を考慮に入れたものである。総理大臣と大統領は、小笠原において、両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び地域を米国が保持すること

に合意した。

総理大臣は、小笠原の施政権の返還は、単に両国の友好関係の強化に貢献するのみでなく、沖縄の施政権返還問題も両国の相互信頼関係の枠の中で解決されるであろうとの日本国民の確信を強めることに役立つであろうと述べた。

総理大臣と大統領は、さらに沖縄住民及び日本国民の再び一体となりたいとの理解しうる願望を認めた。従つて両者は、両国政府が、この願望と東アジア地域の安全保障の維持強化に対する両国共通の利益とに照らして、この諸島の地位を定期的<sup>共同して</sup>に検討すべきであることに合意した。沖縄の施政権の日本への復帰が、両国相互の安全保障上の利益に合致すると考えられる日を待望しつつ、両者は、沖縄の住民、諸制度をさらに日本と一体化し、沖縄住民の経済的、社会的福祉を促進するための措置をとるべきことに合意した。この目的のために、総理大臣と大統領は、那覇に高等弁務官に対する諮問委員会を設立することに合意した。日本政府、米国民

府及び琉球政府は、この委員会に対し各々ノ名の代表と適当な要員を提供する。この委員会は沖縄と日本の間に残存している経済的及び社会的障壁を除去し、施政権が日本に返還されることとなるときに起るであろう摩擦を最小限にするための実質的な前進をもたらすべき勧告を行なうことが期待される。日本政府南方連絡事務所の機能を高等弁務官及び米国民政府と共通の関心を有する諸問題について協議しうるようにするため必要な範囲で拡大することが合意された。

8. 総理大臣と大統領は、ケネディー・ラウンド交渉が成功裡に終結した後の貿易及び経済政策について意見を交換した。両者は、世界貿易の継続的拡大が両国の利益に最もかなうものであると考え、この目的のため引き続き緊密に協力することを約した。両者は、貿易とその他の国際取引の一層の自由化をもたらす諸政策を支持することを再確認した。両者は、両国政府が、相互に満足すべき解決策を見出すために、両国間の貿易及び経済問題に関し引き続き緊密に協議すべきであることに意見の一致をみた。

両者は、両国それぞれの国際収支の全般的な均衡を早期に回復することが両国の基本的関心事であることに注目し、この目的を達成するため相互に支援すべきことに合意した。この点に関連し、かつ、相互に有益な貿易、金融関係を両国間に継続、拡大することを可能ならしめるとともに、アジア太平洋地域の開発と安全を増進するため、両者は、早い機会に日米貿易経済合同委員会の第1回特別小委員会を開催するこ

とにより、同委員会を活用することに意見の一致をみた。この小委員会は、両国にとって重要な、短期的及び長期的国際収支問題を協議する場となるであろう。

9. 総理大臣と大統領は、日米両国間の科学分野における協力が活潑、かつ拡大しつつあることに満足の意を表明した。両者は、特に1965年1月の前回の会談の成果設立された日米医学協力計画によつてなされた貢献及び科学協力に関する日米委員会の継続的な業績を認めた。

総理大臣と大統領は、大気圏外の平和的開発と利用を討議し、大気圏外の平和利用に向つての人類の進歩の過程における新たな道標である大気圏外条約が最近発効したことに満足の意を表明した。

両者は、現在までの日米両国間の宇宙開発に関する協力を再検討し、将来の協力の可能性を概観した。両者は、大気圏外の平和利用のための衛星を開発し、打上げることを中心に、かかる可能性を一層詳細に調査するため両国の代表



者を任命することに合意した。

総理大臣と大統領は、増大する世界の人口のため  
の食糧源として、また飲物資源として、海洋の重要性  
が昂まりつつあることを認識して、海洋資源の利用  
のための調査並びに技術開発の分野で日米両国の協  
力を一層拡大する手段を求め、このため日米天然資  
源計画の一環として、水栽培、海中における人間の  
生活力の一層の開発、海水の石油汚染防止技術、並  
びに台風及び津波の高度の予報のための確定の改  
善等の諸分野における両国間の協力について両国  
政府に対する報告書及び勧告を準備すべきことに  
合意した。

極秘

大臣  
事務次官  
近藤外務審議官

北米局長  
参事官  
北米課長

小笠原問題に関する  
パネル参事官の講話

昭和42.10.17

米北  
10月17日夕刻、ワシントンで、在米大使館  
パネル参事官は、北米課長に対し、総理総  
務省の沖繩の施政権返還問題の現状は、  
即承知の如き状況であるが、小笠原については、  
在米大使館としては、何とか解決したいと考  
えている。われわれは、小笠原の返還は沖繩返還  
客観的に見た場合  
要求は油を注ぐが、これは考えているが、日本側  
としては、小笠原返還は米側の誠意を裏打ちする  
と従来ラインを押し込まれればよいと思ふ。小笠  
原については何か解決できるかどうか、われわれは  
も確信は持てないが、在米大使館としては大いに  
努力するつもりである。なお、10月11日の大連

大使との会談の際、大使が硫黄島の問題を  
提起したのに対し、大連は、滑走路を米軍の  
管理下に残す同意があるとの趣旨を答へられ  
たが、問題は軍事面にあるだけでなく、米国の  
国民感情である。自分としては、日本側の硫黄  
島に日米両国合同の記念碑或は記念公園  
を設けることを提案するつもりである、  
と述べた。よって北米課長より、一般的に  
日本政府としては、米国の国民感情を満足せ  
しめる如き措置をとり同意があるとの趣旨  
を明白に意思表示することは如何と述べた  
と、パネルは、例として英国が第一  
記念碑の設立された区画を米国の主権下に  
宣言したものの *perpetuity* による措置を  
行った

といたが、何かをいう工夫をして、日本側が  
具体案を ~~提出~~ 提案されるに心が配りたいと

考へると答えた。北米線路より、その事例は  
自分も関心であり、スタッフに研究を依頼し

ておいた次第であるが、硫黄島の場合には日米  
両国間の戦場であるが、両国戦士の勇気  
のシンボリックな ことだ。

をたたえる一方で、平和と両国の友好関  
係を象徴するものとして取り上げたいと考へる。

小笠原については、沖縄との関係等について  
日本側の考へを、さきに詳述したペーパーを

米側に提示する考へもあるが、この場合には  
今、硫黄島の記念碑の構想を加えること

を検討したい、と答えた。ペーパーは日本側  
が、小笠原とくは硫黄島についてペーパーを出

される場合には、draftの段階で、自分に  
相談して貰える、というが、硫黄島の問題

は、とくにデリケートであるので、米側にもどう受  
取られるかを慎重に検討する必要がありと

述べた。







特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

を有する積りである。かかる見地より過日の日本側コミュニケ案を検討した結果、取りあえずのコメントとして、次の諸点を昨/6日ジョンソン大使に電報したので近日中に同大使より日本側に伝達されることとなるものと考え。

(1) 日本案中オキナワの施政権返かんに関する表現は、いささか強すぎて(TOO SPECIFIC)米側としてはのみにくい。そのFIRMNESSとTIMINGの二ツのかく度からして余りに強すぎるので、これを今少しかん和(TONE DOWN)した表現に変えていただきたい。

(2) オガサワラに関する部分についてはこれをオキナワと切り離して、その施政権返かんにつきより明確な表現を用いることに同意しうるが

(イ) それにしても日本側の表現は余りに強すぎるのでこれをいま少しかん和していただきたい。

(ロ) エオウ島については、その特殊な地位(PARTICULAR SITUATIONS)にかんがみSLIGHTLY DIFFERENTな表現を用いることと致したい。

(3) 施政権返かんを保留するとの意味かとたずねたのに対し、然らず、エオウ島については特別の考慮が払われるべきことをBY IMPLICATIONで示されれば十分なる旨答えた。

(ハ) オガサワラ諸島が日本政府の施政権下に帰る当然の結

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

末として、日本の防衛線が延長され、これに伴い日本側はADDITIONAL MILITARY RESPONSIBILITIESを引受ける用意ある旨日本政府が声明されることが望ましい。(かかる声明をコミュニケ中にうたうことを希望されるのかとの問いに対し、かかる声明が別個に行なわれ、それを間接に引用するだけでもHELPFULであると答えた。)

(3) なおオキナワ、オガサワラ以外の点に関する米側の希望としては、

(イ) アジアにおいて益々増大した日本の政治的、経済的役割を一層明確(MORE SPECIFICALLY)に記載されることが望ましい。

(ロ) ヴイエトナム紛争に関する日本政府の見解(過日の日米協会におけるミキ大臣演説中に示されたる如き見解)を一層明確に記載されることが望ましい。

(ハ) 国際収支改換のための協力の問題についてもコミュニケ中に触れることと致したい。

旨述べると共に、

ハ。米側としては現段階において日本側コミュニケ案に対しラスク長官のレベルでYES OR NOを言い得る立場にはないので、以上は外務省事務当局としてのコメントに過ぎない。しかしこれに基づきできるだけ速かに日本側と話し合いを重ね、サトウ総理訪米前になるべく話をにつめておくこと

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

が有益と考えたので、昨日ジョンソン大使にその趣旨の訓令を發した次第である旨述べた。よつて本使より、上記米側コメントに対しては、直ちに日本側の立場を述べる地位にないが、ただ日本側としてもコミュニケ案の当初の字くに決してこうでいするものではなく、要は前述の基本的な方向が打出されれば差し支えない訳である。米側コメントはCONSTRUCTIVEなもの認められるので、これに基づき東京で日米間の話合いが継続されることは極めて有意義と考えられる旨述べておいた。

(3)

極 秘  
無 期 限  
8 部の内  
3 号

共同声明案

昭和42/0 6  
北米局長

I

1. 佐藤総理大臣とジョンソン大統領は、11月14日及び15日の両日、ワシントンにおいて会談し、現下の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する事項に関し、意見を交換した。

II

2. 総理大臣と大統領は、日米両国は、ともに政治的には民主主義を、経済的には自由経済を指導理念とするものであり、このよりの自由諸国の構成員としての立場から、世界の平和と繁栄のため今後とも緊密に協力して行くべきことを確認した。この見地から、平和維持機構としての国際連合の權威と機能を高めること、軍備の管理及び軍備拡大競争の緩和を促進すること、開発途上国、特に東南アジアの開発途上国に対して効果的な援助を与えること、などの重要性が指摘された。

本率は十月七日にワシントンに旅行し、十一月に北米局長に会い、このことについて話し合った。

3. 総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東を中心とする情勢について隔意なく意見を交換した。大統領は、中共が文化大革命の混乱に拘わらず核開発を進め、近隣諸国に対していろいろな形で圧力を加えている事に注目し、当面アジアの諸国が中共の物理的、心理的圧迫に動じない態勢を固めることが必要であると述べた。総理大臣は、中共が文化革命を通じ今後いかなる対外的姿勢をとつて行くかは現在のところ予想し難いが、自由世界としてはアジア諸国の政治的安定と経済的繁栄の強化促進のため引続き協力することが肝要であることを指摘し、さらにアジアにおける長期的平和確立の見地から、中共が現在の教条主義的非妥協的態度をすてて合理的な基礎の上に共存共栄を図るに至るより期待するとの見解を述べた。両者は、中国問題に関する両国政府間の協議が有効であることを認め、今後とも引続き密接な協議を行なうことに同意した。

4. 大統領は、ヴィエトナムにおける武力紛争の

現状に言及し、南ヴィエトナムの自由と独立をあくまでも擁護するとの堅い決意を示すとともに、公正な解決を見出すためいつでも話し合いに応ずる用意のあることを明らかにした。総理大臣は、米国の努力と犠牲が正当に報いられるよ<sup>う</sup>な平和の早期実現を希望する旨述べ、日本政府としても公正な平和をもたらすため、できる限りの努力をする決心である旨を明らかにした。総理大臣と大統領は、ヴィエトナム問題の解決をもたらすためにも、南ヴィエトナムの新しい政府が南ヴィエトナム国民の支持の下に安定した発展を遂げることが重要であり、~~そのため自由諸国が援助の手をさしよ<sup>る</sup>る必要があること~~を認め<sup>た</sup>。

5. 総理大臣は、アジアの安定を促進するためアジア諸国の経済開発が必要であることを強調し、特に最近の東南アジア諸国訪問の結果に基づき、これら諸国が自助の精神に立脚して自国民の福祉と繁栄に努力している状況と、これに対する援助の必要を説明した。総理大臣と大統領は、

後進地域、特に東南アジア諸国に対する経済協力をさらに強化する必要を認め、この分野で両国が一層緊密に協議することに合意した。

6. 総理大臣と大統領は、日本を含む極東の安全保障の問題について留意なく意見を交換した。総理大臣は、日本の安全と極東の平和と安全の確保のため日米相互協力及び安全保障条約体制を堅持することが日本の基本政策である旨を述べた。大統領は、かかる日本の政策は米国の政策とも合致することを述べるとともに、米国外部からのいかなる武力攻撃に対しても日本を防衛するとい<sup>う</sup>この条約に基づく誓約は必ず遵守する決意であることを確認した。総理大臣は、平和と安全の維持は単に軍事的な問題のみではなく、政治的安定と経済的発展により、各国がそれぞれ平和と安全に対する脅威に対する体質的抵抗力を備えることが重要であることを指摘し、かかる見地から日本はその国力に応じてアジアの平和と安定のため積極的に貢献する



用意があることを述べた。大統領は、かかる日本の努力は、アジアの平和と安定のため貢献するものとして、高く評価すると述べた。

7. 総理大臣と大統領は、沖縄、小笠原返還問題について留意なく討議した。総理大臣は、日本国の一部である沖縄、小笠原と日本国民たるその住民とが戦後22年、いまだに米国の施政権下におかれていることは不自然、かつ、異状なことであり、日本の国民感情としてかかる状態をいつまでも放置しえない旨を強調し、日米両国間の友好協力関係をさらに強化する見地から、沖縄、小笠原返還問題について日米両国政府及び国民の相互理解と信頼の上に立つて<sup>そ</sup>正当な解決を求むべき時期に到達していると信ずる旨を述べた。大統領は、現下のアジア情勢下において沖縄のもつ軍事的役割りを減殺することは、アジアにおける自由世界の安全保障上重大な影響を与えるべき旨を指摘した上、米国政府は、日本政府と国民の強い願望に応じてできる限り早い時期に沖縄を日本に返還する用意があるこ

とを明らかにした。討議の結果、総理大臣と大統領は、沖縄を日本に返還することを目途として安全保障問題を含め返還に伴い調整されるべき諸問題につき、日米両国政府間において具体的協議を行なうことに合意した。

総理大臣と大統領とは、沖縄の施政権返還に至る過渡的期間中、施政権返還実現の際の障害を最小限に止めるため、沖縄住民の自治権の拡大、本土との一体化及び経済及び福祉の向上をはかることは、日米両国政府の共通の目的であることを確認し、かかる目的を有効的に実施するために、米国の施政権の枠内において日米両政府が協力してとりうる諸問題について、日米両国政府間において(具体的)検討を進めることに合意した。

(合同諮問委員会、主席公選等具体的措置が合意される場合には、それらを適宜盛り込むこととする。)

小笠原問題について大統領は、極東における自由世界の安全保障上の利益を減殺することな

く、小笠原群島及び火山列島を含む南方諸島の施政権を返還することが可能であるとの判断に基づき、米政府の善意の証左としてこれら諸島の施政権を日本政府に返還する用意がある旨を表明した。総理大臣は、この大統領の決定に感謝の意を表明し、小笠原の施政権の返還は、日米友好関係の強化に貢献するのみでなく、沖縄の施政権返還問題をも、日米相互信頼関係の枠の中で解決することが可能であるとの日本国民の確信を強めるに役立つであろうと述べた。

#### Ⅳ

8 総理大臣と大統領は、ケネディー・ラウンド後の両国の通商経済政策について意見を交換し、自由無差別の原則に基づく世界貿易の拡大のため、今後とも密接に協力することに意見の一致をみた。日米両国間の貿易経済上の諸問題については、今後とも、両国の貿易経済関係の安定的、かつ、~~擴大~~的発展を可能ならしめるとの見地から、その妥当な解決を見出すため、両国政府間で緊密な協議協力をはかることに意見の一

致をみた。両者は、両国の国際収支の問題について協議し、この問題についても今後密接な協議を行なつて行くことに合意をみた。

9 総理大臣と大統領は、日米両国が政治、経済のみならず、社会、科学、文化、医学等の各分野で緊密な関係にあることに注目し、両国政府の閣僚間の接触をはじめ、各分野の専門家間においても有益な協力関係が保たれていることに満足の意を表した。

10 総理大臣と大統領は、今回の第2回目の会談がきわめて有意義であつたことに満足し、今後とも緊密な個人的接触を続けるべきであるとの希望を表明した。

事務次官  
近藤 洋次郎

北米局長  
松本 信  
参事官  
北米課長

極 秘  
無 期 限

三本大臣 ワンマン 大塚 会議

録

( 42. 10. 11 )  
米北

三本大臣は 11日午後 ワンマン 大塚の 集議を本  
大塚 会議 ( 12. 10. 11 ) ( 同席  
者、午場事務次官、東畑北平局長、ハール  
中長、内山中心長、電報 北米 渡辺 )



大塚: 対米交渉の 大塚の日米協定への期待  
詳細にわたり、大塚は、日米問題の解決に最  
大の努力を払う所、大塚は、有用な資料を  
日米関係の発展に努める所、大塚は、

大塚: 日米交渉の 2, 3 回 大塚の日米協定  
日米関係の発展に努める所、大塚は、  
日米関係の発展に努める所、大塚は、  
日米関係の発展に努める所、大塚は、

大塚: 日米交渉の 大塚の日米協定への期待  
大塚は、日米関係の発展に努める所、大塚は、  
大塚は、日米関係の発展に努める所、大塚は、

大塚: 日米交渉の 大塚の日米協定への期待  
大塚は、日米関係の発展に努める所、大塚は、  
大塚は、日米関係の発展に努める所、大塚は、  
大塚は、日米関係の発展に努める所、大塚は、

論が中心と見えていた。是れが了解に達する  
か、それ以前に及ぶ。自らの国民の意志を  
体し最善をつくし、この20年間の責任の公  
論を通じて、是れが了解を具用化し得る  
際(… 20年以内)

大府：「是れが了解、自らの責任(… 20年以内)  
37か

大府：「自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)

大府：(一読後) 自らの責任(… 20年以内)の  
責任の公論が成立する。自らは是れを  
自らの責任と理解した。

大府：此は、自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)

大府：自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)  
自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)

大府：「自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)  
自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)  
自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)  
自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)  
自らの責任(… 20年以内)の最初部分  
と、小政府に属する部分(… 20年以内)



の問題を、その次に入れた。最後は小笠原退避を  
 与えるという方針が示された。  
 大石：具体的訓令は受けていない。一昨午才也  
 大石は、何卒の表現で、之を同意した。  
 101. 22の長官の申出は、安全保障と  
 互手度に関する問題と、先論の問題と、2つの問  
 題がある。  
 大石：これは、第2の問題である。  
 大石：自分の申し出た目的の表明が、先大石  
 大石は、自分と大石の間に、合意はでき  
 ない。いつまでか、主として、安全の保障を新論  
 第1から受けて、之を、安全の保障と見做す。  
 大石：表現は、工夫を要する。要は、安全保障  
 問題が、一紙に、退避の意志と表現する  
 事。一紙に、その旨が、之を、一紙に

大石は、早稲に退避すると言いつつ、合意して退  
 避する意志を表現する(101.22)。  
 大石：大石は、相互に安全保障の判読の計  
 算時に、之を、之に、之に、無用の言葉を  
 含めた心配は、之に、之に、  
 大石：言いつつ、相互に、相互に、相互に、相互に、  
 退避する言いつつ、一歩進んで、退避の意志を  
 言いつつ、  
 大石：小石は、小石は、相互に、相互に、相互に、相互に、  
 小石は、退避の表現(101.22)は、~~退避の表現~~  
~~退避の表現~~、第2に、特定の時期に言いつつ、  
 之を、之を、之を、退避の意志を、之を、之を、  
 何卒の  
 表現に同意する。  
 大石：特定の時期を、之を、之を、之を、  
 自分から、之を、之を、之を、之を、

大井：昨日の支那と日本対しての難し  
 内閣は昨日の状況を 記した。  
 大井：実際 昨日はむしろ 分る  
 かの論の趣から when 分る  
 本は 有用 分る 分る 分る  
 除く 分る  
 大井：しかし 分る 分る  
 意 分る  
 自分 分る  
 建設 分る  
分る  
分る  
分る  
分る  
分る  
分る  
分る

是に備え 分る  
 明確 分る  
分る  
 諮内 分る  
 世 分る  
分る  
 模 分る  
 取 分る  
 「分る」  
 取 分る  
 「分る」  
 日 分る  
 の 分る  
 附 分る  
 肉 分る  
 存 分る  
 免 分る

大正： 諮問委員会に於て是れを以て 二つ<sup>は</sup>

主として 経済問題に於て報告せられたるもの

にして 諮問委員会に於ては

（一） 諮問委員会に於ては 是れを以て 何れか

今更なる前進せしむべき 是れを以て 是れを以て

（二） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（三） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

大正： 是れを以て 是れを以て 是れを以て

（一） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（二） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（三） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

大正： 是れを以て 是れを以て 是れを以て

（一） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（二） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（三） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

大正： 是れを以て 是れを以て 是れを以て

（一） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（二） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（三） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

大正： 是れを以て 是れを以て 是れを以て

（一） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（二） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（三） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

大正： 是れを以て 是れを以て 是れを以て

（一） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（二） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（三） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

大正： 是れを以て 是れを以て 是れを以て

（一） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（二） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て

（三） 諮問委員会に於ては 是れを以て 是れを以て



が、今後とも、経済問題に  
 関する、言明を、行なう。  
 大府： 以上、問題あり。ア、カ、新議案は、  
 今年、これ、軍人犯罪、数、昨年、同、期、に、比  
 べ、22%、減少、した、と、述べ、た。若、者、に  
 対、し、て、是、の、新、議、案、に、同、意、す、る、が、  
 是、の、新、議、案、の、内、容、は、破、壊、工、事、に、関、す、る。  
 是、の、新、議、案、は、其、の、他、の、経、済、障、害、の、除、去、教、育、等  
 の、問、題、に、関、し、て、高、等、学、校、に、助、言、す、る、の、に、関  
 する、事、と、す、る。  
 大府： 社会、経済、諮、問、会、と、い、う、の、実  
 際、に、は、戦、争、時、に、危、命、の、問、題、を、こ、の、議、案、に、関、し、て  
 考、え、ら、れ、た、事、と、す、る。  
 い、か、ん、が、"人、権、問、題"、に、関、し、て、は、  
 別、に、考、え、ら、れ、た、事、と、す、る。

て、は、こ、の、新、議、案、に、関、し、て、  
 大府： 以上、この、新、議、案、は、長、時、の、議  
 案、に、関、し、て、の、民、主、党、の、政、策、に、関  
 する、野、見、と、対、決、の、決、意、を、本、日、に、表、す、る、の、に、関  
 する、事、と、す、る。高、等、学、校、に、関、し、て、の、議、案、に、関  
 する、事、と、す、る。又、現、状、に、関、し、て、の、対、決、の、決、意、を、行、な、す、る、事、と、す、る。  
 大府： 民、主、党、の、分、裂、(一、方、暴、動、の、起、り、左、翼  
 が、り、て、得、ら、れ、た、事、と、す、る。又、其、の、時  
 間、を、公、選、の、行、な、す、る、の、に、関、し、て、の、決、意、を、行、な、す、る、事、と、す、る。  
 大府： 以上、好、利、く、な、る、(お、と、な、す、る) 事、と、す、る。高  
 等、学、校、に、関、し、て、の、議、案、に、関、し、て、の、決、意、を、行、な、す、る、事、と、す、る。民、主、党、の、政、策、に、関  
 する、事、と、す、る。議、案、に、関、し、て、の、決、意、を、行、な、す、る、事、と、す、る。  
 大府： 以上、民、主、党、の、政、策、に、関、し、て、の、決、意、を、行、な、す、る、事、と、す、る。  
 大府： 以上、民、主、党、の、政、策、に、関、し、て、の、決、意、を、行、な、す、る、事、と、す、る。









大臣： 米國。意國。説明は、従つて 計画は、この  
 2 年内に、かかる には、有用 である、それ  
 日本政府は、知 程度、読得 力、有 する、題目  
である。

大臣： 大臣は、日本政府 が、小笠原 問題に、関  
与 する、時期 にか、これ に、付 いて、話し  
合 する、こと、漸 感、い か。

大臣： 然り。

大臣： 道理を、同様 として、期待 して、い か。

大臣： 然り。直接、確か なる、こと、を、話  
す こと。

大臣： 況、小笠原 は、計 米、懸 念、を、抱 いて、利

況、この ため、前 進、計 划、を、作 り、出 して、い か。

~~は~~ この ため、米 国、から、小笠原 の、返 還、を、計

画、を、進 め、て、い か、日本 両、国 が、況、小笠原

問題、条件 を、賢明 に、取扱 する、こと、を、望 む、こと、を

國民、説 得、の、ため に、有用 なる、事 を、信 ず、こと、を

北米、局長： 小笠原 の、現 状、を、説明 する、こと、を、望  
む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を

大臣： 国会 答、弁 等、の、基 筋、を、北 米、局長 の、許  
す、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を

大臣： この、ため に、小笠原 の、返 還、を、望 む、こと、を  
望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を

大臣： 分 離、に、取 扱、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を  
望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を

大臣： 分 離、に、取 扱、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を  
望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を

大臣： 日本 内、に、米 法、を、争 論、を、望 む、こと、を  
望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を、望 む、こと、を

大臣： この、ため に、小笠原 の、返 還、を、望 む、こと、を

大臣： 基礎は在り得るに、基礎を以てし、

国民感情に於ては、何れが、その意を現すか

式か、或る小冊か、合議は、説明するに

支す小冊を難し

大臣： 第一の管内は、支那の在り協定に

三輪協定以来か、小冊の送達を本小冊

自記録に、二地域に於て、哨戒、船舶

防護等について、一併の責任を要するを、先

本小冊が、日本政府として、是れは、何れ

何れに於てか

大臣： 日本が、米國に於て説明するに於て、

指星を、その内、當然の理、説明を、諸君の

二問題に答へて、支すかと思ふ。

大臣： 以前に、自分にて、報告（如何に）

大臣： 軍事問題に、内閣、何れ、何れ、何れ

大臣： 何れ、大臣に、回答（如何）

大臣： 小冊に、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

大臣： 如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何

大臣： 如何、如何、如何、如何、如何、如何、如何



大臣：(三、二 共同声明の他の部分を一読の上) 総理は日本の東南アジア経済協力の強化について何かおっしゃるでしょうか。

小田：大流念に心をなやませよう。

大臣：二小田 方針を知らぬ。この点、入小をどう思う。

大臣：これは国際収支問題について、先般来アワラ一長官から小田大臣に請託してこの問題について日本政府に総理訪米前に回答しようとするか。

大臣：今日で閣議は大臣と総理との間にこの点か時内か何かもあつた。総理訪米前に回答しよう。

大臣：アワラ一長官より、水田大臣に申上げたいので、半例の国際収支委員会に答へる。

閣内別々名前を考慮する用意が利、それと小と真の二方向の提案として、日米間の問題も考慮する用意が利。

大臣：早速に基本方針を定めて、半例として協議して行く。

大臣：七三、日米間と、日米協力の新しい二方向の二つ、総理訪米の際に合意するかどうか、検討する。

自分の個人時、二つの可能性を予言する。17日、宿務開港、商に何かできるかという点、七三、アワラ一長官、<sup>海</sup>評定会の問題、<sup>実務的協力</sup>の二つ、何かできるかという点。

大臣：ウラ、何か合意するに、良い問題と、思ふので、研究しよう。

大抵 今回も談判は 国内政治の ために行  
 った 小笠原が 中心となり 我々 自国の 政  
 理を 大流領心 安全保障問題から 話し合  
 大主権の 自由 平等の 意を 交換 する  
 中 我々 小笠原に ついて 日金 7月  
 の 交渉に 予て 用意 あり 奥州 府 合意は  
 未だ ないから 何れに 我々の 意は 行か  
 ない 談判は 精力に 専ら して 旅行  
 して 予て 準備 した 安全保障 経済 商  
 業 方面に ついて 意義 あり 交渉 した と思  
 大抵 何れに 思ふ 大流領心 談判の 進  
 んだ ところから 我々 思ふ ところ 安全  
 保障問題 特に 樺太の 安全保障問題 全般に  
 ついて 完全な meeting of mind あり 我々  
 我々 小笠原を 中心に 話し合 した

大抵 会議の 入り口は 安全保障 (中) あり  
 したが  
 大抵 本日 共同声明書 による 交渉は 早速 日  
 本に 報告 (7月 21日) 早く 回答 を得  
 経済 交渉 (中) 我々の 意を 談判 委員会  
 の 決定 事項に ついて 事務 的に 交渉 した  
 ところ  
 大抵 方針 一致 した ところ 交渉 指針 あり  
 したが 事務 的に 交渉 した ところ 交渉 した  
 (中) 研究 あり (中) (中) (中)  
 一番 重要は 二つ 大流 交渉 した  
 ところ 10月 24日 前進 した ところ あり  
 したが 最終 解決 した 時間 あり  
 日本 といふ 日本 交渉 した 国民 あり 交渉  
 論 時間 あり したが 我々 我々の 面 あり





内記の重要性を冷静に考へて対応を急ぐこと  
を、~~整理~~整理を急ぐこと

大付：この問題は何かしらの予感がある

その2の別な問題がある。今回の事件

協定については、今後半州からこの地域に

ADの配備につき説明があること、2つの

小隊のシフトの行方など、最も重要な

情報の整理が半州にシフトして思

い。この半州に追加のシフトが

かどうかが問題になる。

大付：この協定は公費の削減に目的

大付：従来は公費の削減、半州と12月

からの削減が、小隊の安全対策等の内

容を削減することで費用の削減

大付：設備と相談（半州）

大付：自らの整理が1週間以内には滞り

の予定がある

大付：半州は2,3回会を促すこと

大付：同意あり

(新聞には、(1) 整理が完了の指示に従

い大付と会、今後2,3回会を促すこと

今日から1週間以内、(2) 今後の趣旨は

整理が準備、土曜日から、具体的

な話し合いを行うこと、(3) 今日

に半州内記、12月半州内記全般、12月

内記の催促、内記等、半州、半州

の合意あり)



極 秘  
無 期 限  
ク 平 の 内  
ウ 子

日米共同声明案

昭和42/0.7  
外 務 省

別  
添

I

1. 佐藤総理大臣とジョンソン大統領は、11月14日及び15日の両日、ワシントンにおいて会談し、現下の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する事項に関し、意見を交換した。

II

2. 総理大臣と大統領は、日米両国は、ともに個人の尊厳と自由に基づく民主主義を指導理念とする立場に立つて、世界の平和と繁栄を創り上げて行くため、今後とも緊密に協力して行くべきことを確認した。この見地から、平和維持機構としての国際連合の權威と機能を高めること、軍備の管理及び軍備拡大競争の緩和を促進すること、開発途上国、特に東南アジアの開発途上国に対して効果的な援助を与えること、などの重要性が指摘された。

3. 総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東を中心とする情勢について隔意なく意見を

交換した。大統領は、中共が文化大革命の混乱に拘わらず核開発を進めている事実に注目し、当面アジアの諸国が中共の物理的、心理的影響を受けない態勢を固めることが必要であると述べた。総理大臣は、中共が文化革命を通じ今後いかなる対外的姿勢をとつて行くかは現在のところ予想し難いが、自由世界としてはアジア諸国の政治的安定と経済的繁栄の強化促進のため引続き協力することが肝要であることを指摘し、さらにアジアにおける長期的平和確立の見地から、中共が現在の教条主義的非妥協的態度をすてて、国際社会において共存共栄を図るに至るより期待するとの見解を述べた。両者は、中国問題に関する両国政府間の協議が有効であることを認め、今後とも引続き密接な協議を行なうことに同意した。

4. 大統領は、ヴィエトナムにおける武力紛争の現状に言及し、南ヴィエトナムの自由と独立をあくまでも擁護するとの強い決意を示すとともに、公正な解決を見出すためいつでも話し合いに

応ずる用意のあることを明らかにした。総理大臣は、米国の努力と犠牲が正当に報いられるような平和の早期実現を希望する旨述べ、日本政府としても公正な平和をもたらすため、できる限りの努力をする決心である旨を明らかにした。総理大臣と大統領は、ヴィエトナム問題の解決をもたらすためにも、南ヴィエトナムの新しい政府が南ヴィエトナム国民の支持の下に安定した発展を遂げることが重要であるとの認識で一致した。

5. 総理大臣は、アジアの安定を促進するためアジア諸国の経済開発が必要であることを強調し、特に最近の東南アジア諸国訪問の結果に基づき、これら諸国が自助の精神に立脚して自国民の福祉と繁栄に努力している状況と、これに対する援助の必要を説明した。総理大臣と大統領は、<sup>南米等上</sup>後進地域、特に東南アジア諸国に対する経済協力をさらに強化する必要を認め、この分野で両国が一層緊密に協議することに合意した。

■

6. 総理大臣と大統領は、日本を含む極東の安全保障の問題について隔意なく意見を交換した。総理大臣は、日本の安全と極東の平和と安全の確保のため日米相互協力及び安全保障条約体制を堅持することが日本の基本政策である旨を述べた。大統領は、かかる日本の政策は米国の政策とも合致することを述べるとともに、米国が外部からのいかなる武力攻撃に対しても日本を防護するというこの条約に基づく誓約<sup>も</sup>を必ず遵守する決意であることを確認した。総理大臣は、平和と安全の維持は単に軍事的な問題のみではなく、<sup>政治的</sup>政治的安定と経済的發展<sup>により</sup>により、各国がそれぞれ平和と安全に対する脅威に対する<sup>体質的抵抗力を備える</sup>体質的抵抗力を備えることが重要であることを指摘し、かかる見地から日本はその国力に応じてアジアの平和と安定のため積極的に貢献する用意があることを述べた。大統領は、かかる日本の努力は、アジアの平和と安定のため貢献するものとして、高く評価すると述べた。

7. 総理大臣と大統領は、沖縄、小笠原返還問題について隔意なく討議した。総理大臣は、日本国の一部である沖縄、小笠原と日本国民たるその住民とが戦後22年、いまだに米国の施政権下におかれていることは不自然、かつ、異状なことであり、日本の国民感情としてかかる状態をいつまでも放置しえない旨を強調し、日米両国間の友好協力関係をさらに強化する見地から、沖縄、小笠原返還問題について日米両国政府及び国民の相互理解と信頼の上に立つて妥当な解決を求むべき時期に到達していると信ずる旨を述べた。大統領は、現下のアジア情勢下において沖縄のもつ軍事的役割りを減殺することは、アジアにおける自由世界の安全保障上重大な影響を与えるべき旨を指摘した上、米政府は、日本政府と国民の強い願望に応じてできる限り早い時期に沖縄を日本に返還する用意があることを明らかにした。討議の結果、総理大臣と大統領は、沖縄を日本に返還することを目途として安全保障問題を含め返還に伴い調整さるべき

諸問題につき、日米両国政府間において具体的協議を行なうことに合意した。

総理大臣と大統領とは、沖縄の施政権返還に至る過渡的期間中、施政権返還実現の際の障害を最小限に止めるため、沖縄住民の自治権の拡大、本土との一体化及び経済及び福祉の向上をはかることは、日米両国政府の共通の目的であることを確認し、かかる目的を有効的に実施するため、米国の施政権の枠内において日米琉球政府が協力してとりうる諸問題について、日米両国政府間において具体的検討を進めることに合意した。

(日米琉球合同諮問委員会、主席公選等を含む、施政権返還に至る過渡期間中にとられるべき具体的措置について合意される場合には、それらを通宜盛り込むこととする。)

小笠原問題について大統領は、極東における自由世界の安全保障上の利益を減殺することなく、<sup>南の諸島</sup>小笠原群島及び<sup>西の諸島</sup>火山列島を含む<sup>東の諸島</sup>南方群島の<sup>南の諸島</sup>施政権を返還することが可能であるとの判断に

に基づき、米国政府の善意の証左として、これら諸島の施政権を日本政府に返還する用意がある旨を表明した。総理大臣は、この大統領の決定に感謝の意を表明し、小笠原の施政権の返還は、日米友好関係の強化に貢献するのみでなく、沖縄の施政権返還問題をも、日米相互信頼関係の枠の中で解決することが可能であるとの日本国民の確信を強めるに役立つであろうと述べた。

Ⅳ

8. 総理大臣と大統領は、ケネディー・ラウンド後の両国の通商経済政策について意見を交換し、自由無差別の原則に基づく世界貿易の拡大のため、今後とも密接に協力することに意見の一致をみた。日米両国間の貿易経済上の諸問題については、今後とも、両国の貿易経済関係の安定的かつ拡大的發展を可能ならしめるとの見地から、その妥当な解決を見出すため、両国政府間で緊密な協議協力をはかることに意見の一致をみた。両者は、両国の国際収支の問題について協議し、この問題についても今後密接な協議を

④  
総理大臣と大統領は、小笠原の返還  
の實施に於て、~~必要な~~取極めを行なう  
(必要件)  
ため、日米両国政府が、たがいに協定を  
開始する事に合意した。



行なつて行くことに合意をみた。

2 総理大臣と大統領は、日米両国が政治、経済のみならず、社会、科学、文化、医学等の各分野で緊密な関係にあることに注目し、両国政府の関係間の接触をはじめ、各分野の専門家間においても有益な協力関係が保たれていることに満足の意を表した。

10 総理大臣と大統領は、今回の第2回目の会談がきわめて有意義であつたことに満足し、今後とも緊密な個人的接触を続けるべきであるとの希望を表明した。

CONFIDENTIAL

Joint Communique  
(Japanese Government Draft)

October 11, 1967

I

1. President Johnson and Prime Minister Sato met in Washington on November 14 and 15, 1967, to exchange views on the present international situation and on matters of mutual concern to the United States and Japan.

II

2. The President and the Prime Minister confirmed that the United States and Japan, from the standpoint of their common guiding principle of democracy based on individual dignity and personal freedom, should continue to cooperate closely with each other in order to make the world peaceful and prosperous. From this point of view, they took note of the importance of reinforcing the authority and functions of the United Nations as a peace keeping organization, of promoting arms control and a reduction of the arms race, as well as of rendering effective assistance to the developing countries, particularly those in Southeast Asia.

3.

- 2 -

3. The President and the Prime Minister exchanged frank views on the recent international situation, with particular emphasis on the situation in the Far East. The President noted the fact that Communist China is developing its nuclear arsenal despite the confusion of the Great Cultural Revolution, and stated that it is important at present to enhance the capabilities of the Asian nations not to be subjected to physical and psychological influences from Communist China. The Prime Minister pointed out that, although it is difficult to predict at present what external posture Communist China may take after it emerges from the Cultural Revolution, it is essential for the Free World to continue to cooperate among themselves to promote political stability and economic prosperity of the Asian nations. In seeking a long-lasting peace in Asia, he further expressed the expectation that Communist China would ultimately cast aside the present doctrine and intransigent attitude and seek to co-exist and prosper with other nations in the international community. The President and the Prime Minister, recognizing the usefulness of consultations between the two governments on the question of China, agreed to continue close consultation with each other on this matter.

4. The President referred to the present situation of the armed conflict in Vietnam, and while declaring the firm

determination

determination to persist in the defence of freedom and independence of South Vietnam, made it clear that he would be prepared to enter into negotiations at any time to find a just solution to the conflict. The Prime Minister stated the hope that peace would be restored at an early date in a manner which would rightly reward the efforts and sacrifices of the United States, and expressed the determination on the part of the Japanese Government to make as much effort as possible to bring about an equitable peace. The President and the Prime Minister shared the observation that it is important in the context of facilitating the solution of the Vietnam problem that the new government in South Vietnam achieve stable development based on the support of its people.

5. The Prime Minister emphasized the importance of economic development of the Asian nations for the furtherance of stability in Asia. In particular, referring to his recent visits to the Southeast Asian countries, he explained the efforts these countries are making with the spirit of self-help towards welfare and prosperity of their respective peoples, as well as the need for assistance to such efforts. Recognizing the need to strengthen economic assistance to the developing areas, particularly to the Southeast Asian countries, the President and the Prime Minister agreed to maintain closer consultation with each other in this field.

III

III

6. The President and the Prime Minister exchanged views frankly on the matter of security in the Far East including Japan. The Prime Minister stated that it is the basic policy of Japan to firmly maintain the United States-Japan Mutual Cooperation and Security Treaty arrangements in order to ensure the security of Japan and the peace and security in the Far East. The President stated that this policy of Japan coincides with that of the United States, and affirmed the determination of the United States to abide by its commitment under the treaty to defend Japan against any armed attack from the outside. The Prime Minister pointed out that the maintenance of peace and security is not confined to be a military matter, but it is important for each nation to achieve political stability and economic development. From this viewpoint, he stated that Japan is prepared to make positive contribution to the peace and stability of Asia in accordance with its capabilities. The President stated that he would value such efforts of Japan highly as they would certainly contribute to the peace and stability in Asia.

7. The President and the Prime Minister frankly discussed the matter of reversion of the Ryukyu and Ogasawara Islands. The Prime Minister emphasized that it is unnatural and abnormal that the Ryukyu and Ogasawara Islands which are Japanese territories and their residents who are Japanese nationals are still, 22 years after the end of the war, placed under the administrative right of the United States, and that the national sentiment of the Japanese people will not be able to leave such a situation indefinitely as it is. He then expressed his conviction, from the standpoint of further strengthening friendly and cooperative relations between the two countries, that time has come to seek an adequate solution to the problem of reversion of the Ryukyu and Ogasawara Islands on the basis of mutual understanding and trust between the governments and peoples of the two countries.

The President, after pointing out that it would seriously affect the security of the Free World in Asia to reduce the military role of the Ryukyu Islands under the current Asian situation, declared that the United States Government is prepared to return the administrative right over the Ryukyu Islands to Japan at an earliest possible date in order to meet the strong desire

of

of the government and people of Japan. As a result of their discussion, the President and the Prime Minister agreed that the two governments enter into consultations, with a view to returning the Ryukyu Islands to the administration of Japan, on specific problems including the matter of security which are to be adjusted in conjunction with the reversion.

The President and the Prime Minister affirmed that it is the common objective of the two governments to endeavor during the interim period before the actual reversion to expand the autonomy of the Ryukyuan residents, to promote the "oneness" between the Ryukyu Islands and Japan proper and to make improvements in economic and welfare fields in order to minimize obstacles which may arise at the time of reversion. In order to effectively implement this objective, they agreed that the two governments continue to examine specific measures which the governments of the United States, Japan and the Ryukyu Islands can take cooperatively within the limit of the administrative right of the United States.

(Specific interim measures if agreed on, such as the U.S.-Japan-Ryukyu Joint Advisory Committee and the popular election of the Chief Executive.)

On



On the question of the Ogasawara Islands, the President stated that, recognizing that it is possible to return the administrative right over the Nampo Shoto (including the Bonin Islands, Rosario Island and the Volcano Islands) and Parece Vela and Marcus Island without hampering the security interests of the Free World in the Far East, the United States Government is prepared to return the administrative right over these islands to the Japanese government as testimony to the good faith of the United States Government. The Prime Minister expressed his appreciation to this decision of the President, and stated that the return of the administrative right over these Islands would not only contribute to solidifying the ties of friendship between the two countries but also help reinforcing the conviction of the Japanese people that the problem of the return of the administrative right over the Ryukyu Islands will also be solved within the framework of mutual trust between the two countries. The President and the Prime Minister agreed that the two governments enter immediately into consultations to make necessary arrangements for the implementation of the return of the Ogasawara Islands.

IV

IV

8. The President and the Prime Minister exchanged views on trade and economic policies of the two countries in the period following the Kennedy Round negotiations, and agreed to maintain close cooperation with each other for the purpose of expanding world trade on the basis of the principles of non-discrimination and free trade. As regards the trade and economic problems between the two countries, they agreed to maintain close consultation and cooperation between the two governments in order to find adequate solutions to them with a view to enabling the trade and economic relations between the two countries to develop in a stable and expanding manner. They further discussed the balance of payments problem of the two countries and agreed to continue close consultation with each other also on this problem.

9. The President and the Prime Minister noted that the two countries maintain close relationship not only in political and economic fields but also in social, scientific, cultural, medical and various other fields. They expressed their satisfaction with the meaningful cooperative contacts and relations maintained between the members of their cabinets as well as among specialists in various fields.

10. The President and the Prime Minister were satisfied with their second meeting which was extremely useful and expressed their desire that close personal contact be continued in future.

北米局長

秘 録  
無 期 限  
30 部の内  
11 号

沖繩に関する当面の問題について  
昭和42.10.16

別  
添  
二

沖繩が日本に復帰する場合の混乱を最少限に止めるため、また住民の現在の精神的物質的生活を向上させるため、沖繩の当面する諸問題の解決のために努力が続けられるべきであることについては、9月の三木、ラスク会談においても再確認された。

沖繩に関する当面の問題としては、

1. 本土との経済的、社会的格差是正の問題を含む本土との一体化の促進
2. 沖繩住民の自治権の拡大と琉球政府の強化
3. 米軍と住民との摩擦の問題
4. 以上の問題の解決を促進し、沖繩問題に関する日米琉の協力体制を強化するための機構の整備並びに沖繩住民のなんらかの形による日本国政への参加

がある。

これらの問題に関するわが方の考え方は次のとおりである。